

2023年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業  
調査レポート

香港進出に関する制度情報  
(2024年3月改訂版)

(2024年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
香港事務所

海外展開支援部

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所が NAC Global Co., Ltd に作成委託し、2024年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび NAC Global Co., Ltd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび NAC Global Co., Ltd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・香港事務所

E-mail : [hkg@jetro.go.jp](mailto:hkg@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : [Platform-bda@jetro.go.jp](mailto:Platform-bda@jetro.go.jp)

# JETRO

## Contents

香港の政治・行政・立法.....	1
◇ 政治.....	1
◇ 香港特別行政区行政機関.....	1
◇ 香港特別行政区立法会.....	2
◇ 香港特別行政区司法機構.....	2
会社設立・組織変更.....	3
進出形態.....	3
設立登記後の現地法人の運営について.....	9
組織再編.....	11
香港法人（私的有限責任株式会社）の株式譲渡手続.....	11
香港法人（私的有限責任株式会社）の増資手続.....	12
駐在員事務所の閉鎖.....	12
香港支店の閉鎖.....	12
香港会社条例に基づく会社清算.....	12
株主による任意清算（Members' Voluntary Liquidation）.....	13
債権者による任意清算（Creditors' Voluntary Liquidation）.....	15
登記抹消手続（De-registration Procedures）.....	17
会計・税務.....	19
会計制度の概要.....	19
税制の概要.....	30
事業所得税.....	36
給与所得税.....	46
オフショア所得.....	52
新たなオフショア受動的所得非課税制度.....	54
租税条約.....	58
移転価格税制.....	61
その他（労務）.....	65

雇用条例.....	65
雇用契約.....	65
賃金.....	66
休息日.....	67
年次有給休暇.....	68
傷病休暇.....	69
出産育児保障.....	70
年末手当.....	71
雇用契約解除.....	72
雇用保護.....	73
解雇補償金・長期服務金.....	74
労働組合活動への差別待遇からの保護.....	76
最低賃金.....	77
強制積立退職金制度－「強制性公積金」MPF（Mandatory Provident Fund）.....	78
居留許可.....	80

## 香港の政治・行政・立法

### ◇ 政治

1840年から1842年までのアヘン戦争の後、香港は、イギリスに割譲された。香港島が最初にイギリスに永久割譲され、その後1860年に九龍半島が永久割譲、そして1898年には新界が99年間の期限つきで租借された。この租借期限が1997年7月1日であった。当時、当初イギリスは、返還義務は、新界のみで、永久割譲された「香港島」と「九龍」については、返還する義務はないと考えていたが、返還後50年間、香港に自治権を与えることを条件に香港全土の返還に合意した。そして、1997年7月1日をもってイギリスは香港に係る主権を中華人民共和国（中国）に返還し、中国は香港に対する主権を回復した。これが香港の政治的体制としての一国二制度の始まりである。

香港の憲法として香港特別行政区基本法（以下、基本法）が定められたが、その中でも以下の3点が一国二制度を特徴づけている。①社会主義制度と政策を実施せず、返還前の資本主義制度および生活様式を50年間維持する（基本法第5条）。②香港が高度の自治権を行使し、行政、立法、独立した司法権（最終裁決権を含む）を享受する（基本法第2条）。③香港特別行政区の行政当局および立法府は、基本法の関連規定に従って、香港永久住民により構成される（基本法第3条）。

### ◇ 香港特別行政区行政機関

香港政府の首長は行政長官である。任期は、5年で1期だけ再任が認められている。2022年5月8日に第6回香港特別行政区行政長官選挙が行われ、1,461名の選挙委員による投票の結果、99%超の支持票を獲得して、香港警察出身の李家超（ジョン・リー）氏が当選し第6代香港特別行政区行政長官となった。

行政長官の諮問機関として行政長官が主席（議長）を務め、香港政府の重要な政策などを議論する行政会議が存在する。行政長官の下に21の長官など（3長官、3副長官、15局長官）が置かれ香港特別行政区政府を運営している。その任期は指名した行政長官の任期を超えない範囲で特に定めがないものとなっている。政務長官は行政長官を直接補佐する筆頭の役職で、すべての局および局長を指導、政策全般の策定や実施について行政長官を補佐する。財務長官は序列第二位とされ、財政や金融、貿易や経済などに関する政策の策定と実施に関して行政長官を補佐し、それらに係る局および局長の指導に当たる。律政長官は行政長官の法律顧問としての役割と、香港政府の法律関連事務を管掌している律政司という部門を統括しており、局および局長を指導する立場にはない。なお律政司はその業務の性格上、幹部以上はすべて弁護士資格を保持している。局長は各分野における政策を策定する部局の長であり、各長官の指導の下、職責分野の政策策定

に従事する。

## ◇ 香港特別行政区立法会

立法会は香港特別行政区の一院制の立法機関である（基本法第 66 条）。選挙を通じて選出される議員（1 期 4 年）が立法会を構成。2024 年時点の定数は 90 名（直接選挙枠：20 職能別選挙枠：30 選挙委員会選挙枠：40）。法律の制定・改廃、予算の審議・採択、終審法院・高等法院首席裁判官の任免承認、行政長官による施政報告の聴取、政府の活動についての質疑などを司っている（基本法第 73 条）。

## ◇ 香港特別行政区司法機構

基本法に基づき、英米法（コモン・ロー）体系が施行されている。基本法の規定により中国の法律は香港では原則施行されない。

香港では、終審法院（最高裁に相当）、高等法院（高裁に相当）、区域法院（地方裁判所に相当）が各 1 院のみ設置されており、その他裁判法院（刑事裁判所に相当）が 7 院、審裁処（簡易裁判所に相当）が設置されている。裁判は三審制である。

終審法院の長である終審法院首席法官は、香港司法機構の長でもある。上訴・上告のみを取り扱い、基本法も自治権に係る事項は解釈できるとされているが、中国中央政府に関連のある条文の解釈が必要な場合で、その解釈が判決に影響を及ぼすと考えられる場合、終審法院が判決を下す前に、全国人民代表大会常務委員会に該当条文の解釈を求めることとされている。

高等法院は、香港で最高レベルの第一審法廷である原訟法廷と、下級裁判所からの上訴・上告を取り扱う上訴法廷に分かれている。香港返還前は、高等法院は最高法院と呼ばれ、最高裁の地位にあった。区域法院は、民事事件の第一審、および最高刑を 7 年とする比較的重大な刑事事件の第一審を行い、家庭裁判所に相当する家事法廷が設置されている。

裁判法院は、刑事事件全体の約 9 割の第一審を行うが、事件の重大性が大きい場合、区域法院や高等法院へ移管することもある。また未成年の刑事事件を取り扱う少年法廷が設置されている。

審裁処としては、土地紛争に関する審理を行う土地審裁処、労使紛争に係る審理を取り扱う労資審裁処、5 万香港ドル以下の金銭に係る民事裁判を行う小額債債審裁処、猥褻な出版物や映像を審理する淫褻物品審裁処、律政司から送検された不審な死亡について、死因裁判官と陪審員が審理を行う死因裁判法廷が存在する。

いわゆる裁判官にあたる法官の任命について、終審法院および高等法院の首席法官は行政長官が指名し、立法会での承認を受け、全人代常務委員会の任命を受ける。首席法官となる条件として、外国に居留権を持たない香港永久性居民（中国公民）でなければならない。それ以下の法官については、過去の法官経験者や司法有識者から成る独立委員会によって推挙され、行政長官が任命する。

香港では、陪審団制度が導入されており、21 歳以上 65 歳未満の香港居民の中から、高法院司

法常務官による抽選で無作為に選出される。選出された場合、正当な理由があると認められない限り拒否権はなく無断欠席は罰則の対象となる。万一、選ばれたにも関わらず出席しない場合は5,000 香港ドルの罰金となる。また雇用主は従業員が陪審団に選出された場合は参加を阻止することはできず、それを妨害・違反をした場合、2万5,000 香港ドルの罰金と3ヶ月間の禁固刑が課される。

## 会社設立・組織変更

### 進出形態

#### 現地法人、支店、駐在員事務所の比較

項目	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	低税率の享受 迅速な意思決定	日本本社によるコントロール	開設・閉鎖手続や維持管理が簡易
営業活動	可	可	不可（情報収集、本社営業の補助のみ）
会社登記（※） （会社登記局）	必要	必要	不要
事業登記（※） （税務局）	必要	必要	必要
会計	香港の会計原則により決算を行う	本店の会計方針により決算を行う	本店の会計方針に従い試算表の作成
会計監査	每期必要	不要（任意）※※	不要
税務	毎年事業所得税の申告・納税が必要。 株主構成、事業内容や実体の有無などによってはタックスヘイブン対策税制の対象となる。	毎年事業所得税の申告・納税が必要。 最終的には、本社との合算により日本において課税されるが、香港での納税額については税額控除の対象となる。	営業活動を行っていないので原則課税は発生しない。ただし、数年に1度、申告書の提出を要する。
税務上の損失	永久に繰越しでき、将来の所得と相殺できる。	香港支店の損失は、香港側で永久に繰越しでき、日本側では、日本本社の利益と相殺される。	日本側では、日本本社の一部門として合算処理される。
会社内容の開示	香港現地法人の会社登記事項が会社登記局に	日本本社の登記事項の内容が公開される。本店	不要

	て公開される。財務諸表は公開されない。	の財務諸表およびその英訳を会社登記局に提出する必要があり、公開される。	
--	---------------------	-------------------------------------	--

※ワンストップサービスにより、会社登記（会社登記局）と事業登記（税務局商業登記署）の申請を一度に行うことが可能。

※※法律では、監査実施が義務づけられていないことから不要。ただし、会社は任意で実施可能。

## 海外法人の香港駐在員事務所

海外で合法的に登記設立された企業がその一事業所を香港に設置した形態。

「駐在員事務所」は会社登記局（Companies Registry）への登記は必要ないが、税務局商業登記署への「商業登記証」（Business Registration Certificate）の登記が必要となり、年次更新を行う義務がある。

「駐在員事務所」のメリットは、開設や閉鎖手続が簡単であり、登記の年次更新が商業登記証のみと維持管理が比較的容易な点である。香港での経費は本店が負担でき、従業員の雇用も可能である。会計監査を受ける必要がなく、事業所得税は、原則課税されないが、数年に1度、法人税申告書が税務局より発行される場合に対応する必要がある。

デメリットは、営業活動ができない点と香港の低税率、税務面での優遇を受けることができない点である。

### ・ 駐在員事務所の設立の手順

1. 本店の以下に記載した登記簿謄本を英文翻訳し、原文と英文双方の言語に精通している翻訳者が翻訳証明を添付する。

必要書類

- ・ 本店の登記簿謄本
- ・ 本店の登記簿謄本の英訳（翻訳証明）

2. 登記に必要な書類（IRBR56 Form1(b)）を会計事務所にて作成

3. 2の書類へ本店の取締役が署名

4. 3の書類を税務局商業登記署（Inland Revenue Department、Business Registration Office）へ提出し、商業登記証を申請

5. 申請日に商業登記証が発行される

6. 登記手続完了

7. 事務所の賃貸契約、駐在員ビザ申請などの手続



- ・ 設立登記後の駐在員事務所の運営について

設立時、会社登記局での登記は不要であるため、毎年、駐在員事務所設立応答日（初年度商業登記証の有効期間初日である開業日）から1年間有効の「商業登記証」の更新のみを、税務局商業登記署に対して行うことになる。

### 海外法人の香港支店

海外で合法的に登記設立された企業が、その支店を香港に設置した形態。

「支店」は、営業活動が可能である。設立時には、会社登記局および税務局商業登記署へ商業登記証の登記が必要となり、税務局商業登記署と会社登記局の年次更新を行う義務がある。

登記申請の際には、本店の定款、登記簿、直近の決算書の翻訳証明付英訳を会社登記局へ提出するとともに、香港に住所を持つ香港支店の支店代表者を登記する。また、香港支店として登記された日をもって、毎年、会社の基本情報が掲載された「年次報告書」(Annual Return)の更新と本店の決算書(英訳)の登記更新が義務付けられているが、会計監査は、法的に実施を義務付けられていない。

「支店」のメリットは、法的に会計監査が義務付けられておらず、香港での損益は本店所得に合算されるため、進出当初、損失が計上されると見込まれる状況下では、当該損失額が本店収益と相殺される点である。また、従業員の雇用も可能である。

デメリットは、会社登記局との関係で、年次で、本店の定款、登記簿、決算書の翻訳と翻訳証明に係る登記更新が義務付けられていることから、翻訳、証明などの手続が必要となる点である。営業活動がある場合、原則として毎年、事業所得税申告を行う必要がある。支店の債務は本店が債務履行責任を負う。支店閉鎖時には、閉鎖登記日から1年間は、会社登記局へ香港支店代表者の登記を残すことが必要である。

- ・ 香港支店の設立の手順

1. 本店の以下の書類全ては英文翻訳を行い、翻訳者が公証人 (Notary Public)、または公認会計士 (C.P.A.)による翻訳証明を添付する。翻訳者が日本在住の場合は、日本の公証人 (Notary Public) による翻訳証明が必要となる。

#### 必要書類

- ・ 本店の定款
- ・ 本店の登記簿謄本
- ・ 本店の取締役リスト (氏名、住所、全て英文)
- ・ 連結決算書 (該当する場合)、直近の決算書あるいは監査報告書 (該当する場合)
- ・ 取締役報告書 (該当する場合)

- ・ 香港支店の代表者となる者の氏名、香港住所、パスポートコピー
- 2. 登記に必要な書類を会計事務所にて作成
- 3. 2.の書類へ香港支店代表者が署名
- 4. 3.の書類を会社登記局へ申請提出
- 5. 会社登記局から約2週間で、香港支店登記証明書と商業登記証が発行される。
- 6. 香港支店の会社印の作成
- 7. 設立手続完了
- 8. 銀行口座開設のため登記書類原本証明の準備
- 9. 銀行口座開設手続（詳細は銀行へ確認が必要）
- 10. 事務所の賃貸契約、駐在員ビザ申請などの手続

・ 設立登記後の支店の運営について

香港の法規に準拠した営業活動に対しては、制限がない。ただし、運営に際し、事業内容によっては、別途ライセンスを必要とする事業もある。

香港の会社条例は、会計監査を義務付けていないが、香港を源泉とする事業所得が発生する場合には、毎年、事業所得税の申告・納税が必要となる。

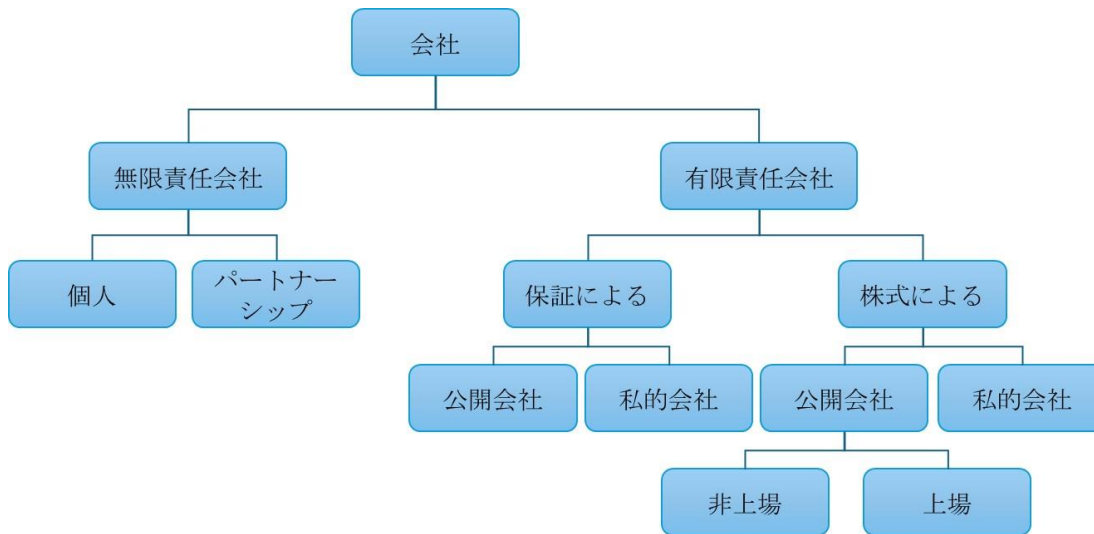
会社登記局に対しては、毎年、香港支店設立応答日から42日以内に会社登記局所定の「年次報告書」、「本店の監査済報告書（英文）」を提出することが、義務付けられている。42日を過ぎた場合には、罰金が課される。

この時、本店の監査済報告書を提出することになるが、もし、本店の監査済報告書が英語以外の言語で作成されている場合には、香港支店の支店長による原本証明を行ったうえで、会社登記局へ提出しなければならない。

税務局商業登記署で、例年、香港支店設立応答日から1年間有効の「商業登記証」を更新しなければならない。更新の遅延、あるいは怠った場合には、罰金が課される。

### 現地法人

香港会社条例 (Companies Ordinance) に基づき設置される会社は、以下のように分類される。



- ・ 無限責任会社 (Unlimited Company)

無限責任会社における各社員は、会社債務について個人的に無限責任を有する。

- ・ **パートナーシップ (Partnership)**

パートナーシップは、事業目的のために集まったパートナーの集合体で、各パートナーがパートナーシップの債務につき、個人的に責任を負う形態。

- ・ **個人事業 (Sole Proprietorship)**

個人事業は、法人格を持たず、会社形態ではなく個人が事業主となって営業活動を行う。事業主個人が個人的に無限責任を負う形態。税務局商業登記署に、事業登記を行い「商業登記証」を受領する。税務申告は行うが会計監査を受ける必要はない。

- ・ 有限責任会社 (Limited Company)

- ・ **株式による有限責任会社 (Company Limited by Shares)**

各株主は、出資額を限度に責任を有する。日本における株式会社に相当する。香港へ進出する日系企業が通常選択する形態。

- ・ **保証による有限責任会社 (Company Limited by Guarantee)**

株式による有限責任会社と異なり、各株主は、各自の出資額にかかわらず、会社定款で定められた限度額まで、会社清算時に会社債務について責任を負う。

- ・ **公開会社と私的会社 (Public Company, Private Company)**

有限責任会社は、株式によるか保証によるかにかかわらず、公開会社と私的会社に分類される。公開会社は、更に上場会社と非上場会社に分類される。公開会社と私的会社の要件は、下記のとおりである。

	公開会社	私的会社
社員数	制限なし	50名以下
株式の譲渡制限	なし	あり
株式・社債の公募	可	不可
株主総会召集通知	新聞に掲載	株主宛通知
決算書公開	必要	不要
年次報告書作成日 (会社登記局へ提出)	年次株主総会開催日付で作成	設立登記日付で作成

香港に進出する日系企業の多くは、株式による私的有限責任会社を採用している。設立登記手続の所要期間は約1~2週間である。

・ 設立に必要な情報

(1) 会社名の決定

英文は必須で、中文の会社名は任意となる。英文の場合、「Limited」、中文の場合は、「有限公司」を社名の最後につけることになる。会社名の決定前に、会社登記局で類似商号の存在を確認する必要がある。

(2) 株主の選定

株主は1名以上から登記可能。株主が個人であるか法人であるか、また国籍、居住国について制限はない。

(3) 取締役の選定

取締役は1名以上から登記可能。取締役が個人であるか法人であるか、また国籍、居住国について制限はないが、18歳以上であることが必要で、更に法人取締役のみの登記は不可である。その場合には、1名の自然人取締役の登記が必要となる。香港では、日本のように「代表取締役」という法的な地位は存在せず、会社登記局に対しては、「取締役 (Director)」として、全員が登記されるため、取締役会議長は、取締役会の開催によって決定される。

(4) 資本金

最低資本金は1香港ドルで、1人の発起人(株主)が、1株(1香港ドル)で引き受けることで登記が可能である。2014年3月3日付で改正された香港会社条例により、旧法で必須だった授權資本金と額面価格の表記が廃止された。

資本金の払込時期については、日本や中国と異なり、香港では、設立登記以前に出資払込金証明などは不要であり設立後に払い込む。

(5) 事業目的

香港では、通常、定款上で事業目的の制限を記載しないため、基本的にはどのような事業も行える（金融業や飲食業、学校、不動産業、人材斡旋業などは別途ライセンスが必要）。商業登記証に、主要業務の記載が必要。

#### (6) 会社秘書役

香港会社条例により、会社は、会社秘書役を選任することが義務付けられている。日本にはない制度だが、議事録などの様々な法定書類を会社のために適切に作成、登記、保管する役割を担う。

#### ・ 現地法人の設立の手順

会社登記局へ「定款 (Article of Association)」、「法人設立申請書 (Form NNC1 Incorporation Form)」、「商業登記証申請書 (Notice to Business Registration Office)」を登記登録料とともに提出する。約5~7稼働日で設立証明書と商業登記証が発行される。

### 設立登記後の現地法人の運営について

#### ・ 取締役会

最低年1回、株主総会開催日と決議事項を決定するため取締役会を開催する必要がある。その他、重要な変更があった場合、随時開催する。会社の取締役会開催議事録/決議書の保存期間は10年である。

#### ・ 株主総会

第1回株主総会の実施時期は、会社法で規定されており、会社の初年度決算日が設立日から12ヶ月以内の場合には、初年度期末日から9ヶ月以内に開催しなければならない。初年度決算日が設立日から12ヶ月以降の場合、設立1年後の設立応答日から9ヶ月目にあたる日、あるいは初年度決算日から3ヶ月目にあたる日のうち遅い日を採用し、第2回以降は、会社の決算日から9ヶ月以内に開催する。

株主総会では、通常、決算書の承認、配当金の決定、取締役報酬の承認、取締役の選任、監査人の選任を行う。特に定めがない場合、定足数は、2名で、普通決議は多数決、特別決議は、3/4以上の議決権を有する株主の承認により可決される。

## 年次（定時）株主総会

	会議開催の定足数	会議での議決の定足数 (決議要件)	議案
普通決議	2名 *但し、定款で別段の定めができる。	出席した株主の議決権の過半数 *但し、定款で別段の定めができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査人の選任</li> <li>・取締役の再任</li> <li>・監査報告書の承認</li> <li>・取締役報酬の決定</li> </ul>

## 臨時株主総会

	会議開催の定足数	会議での議決の定足数 (決議要件)	議案
普通決議	2名 *但し、定款で別段の定めができる。	出席した株主の議決権の過半数 *但し、定款で別段の定めができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増資</li> <li>・取締役解任</li> <li>・会計監査人解任</li> </ul>
特別決議	2名 *但し、定款で別段の定めができる。	出席した株主の議決権の75%以上 *但し、定款で別段の定めができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社清算</li> <li>・会社名変更</li> <li>・減資</li> <li>・定款の変更</li> <li>・休眠</li> </ul>

- ・ 会社決算

第1回会社決算は、会社条例上、設立後18ヶ月以内に開催しなければならない。また、全ての会社は会計監査を受けることが義務付けられている。会計帳簿は7年間保存しなければならない。

- ・ 税務申告

### 事業所得税

初年度については、税務当局は、会社設立後18ヶ月後に事業所得税申告書を発行するため、その発行から3ヶ月以内（設立後、1回のみ。その後は、1ヶ月以内）に課税所得算定明細および監査済財務諸表を添付して同申告書を提出する。その後、内容について質疑応答が交わされ、最終賦課通知書が発行される。当該通知書記載の納税期限までに納税を行う。なお納税額は、当該年度の確定税額と翌課税年度の推定課税所得に基づく予定税額の75%相当の合計となる。更に、予定税額の25%を予定賦課通知書に指定された期日に納税する。

- ・ 年次報告書の提出

会社は、年に1回、設立応答日以降、6週間以内に会社登記局へ年次報告書(Annual Return)を提出しなければならない。年次報告書に記載されている会社登記内容は、以下のとおりである。

- ・ 商号
- ・ 会社登記住所
- ・ 資本金および払込資本金
- ・ 株主の移動状況
- ・ 取締役の氏名、連絡住所、職業
- ・ 株主の名称、住所、特殊株
- ・ 会社秘書役
- ・ 担保付負債の金額

年次報告書は、第三者が閲覧することができる。また、公開会社は、財務諸表の提出が義務付けられているが、私的会社は、提出不要である。また、下記の事項については、変更発生の都度、会社登記局へ登記が必要となる。

#### 会社登記局への変更登記事項

変更事項	会社登記局への報告期限
定款の変更	変更後 15 日以内
社名の変更	変更後 15 日以内
取締役の変更	変更後 15 日以内
会社秘書役の変更	変更後 15 日以内
登記住所の変更	変更後 15 日以内
増資	1 ヶ月以内

## 組織再編

### 香港法人（私的有限責任株式会社）の株式譲渡手続

手続を開始するまでに、定款の株式譲渡についての規定内容を確認する。  
(定款では、株式譲渡について、取締役会の承認や優先株 (Preferred Shares) について制限を設けている場合もある。)

#### 1. 譲渡人と譲受人での「株式売買契約書」の締結

「株式売買契約書」で約定される主な条件

- ・ 売買当事者の名称

- ・ 売買株式の銘柄
  - ・ 譲渡する株式の総数と売買価格
  - ・ 株式売買実行日
  - ・ 払込方法
2. 取締役会による株式譲渡を承認する決議
  3. 譲渡日前直近3ヶ月以内までの決算書（取締役による原本証明）を作成
  4. 印紙税局へ売買契約書、申告書を提出し、印紙税の納税
  5. 会社秘書役による旧株式証明書の取消および新株式証明書の発行。株主名簿の修正
  6. 次年度の「年次報告書」（Form NAR1 Annual Return）報告時に、会社秘書役が更新した株主情報を会社登記局に報告

### 香港法人（私的有限責任株式会社）の増資手続

1. 臨時株主総会の特別決議による増資を承認する決議を実施する。
2. 会社条例に基づく「株式割当宣言書」（Form NSC1）を臨時株主総会特別決議の決議承認日から1ヶ月以内に、会社登記局へ提出する。

### 香港駐在員事務所の閉鎖

駐在員事務所が行う香港政府への登記は、税務局商業登記署での商業登記証の登記のみとなるので、商業登記証の取消申請を行う。

### 香港支店の閉鎖

1. 営業停止日までの財務諸表を作成する。
2. 納税義務を済ませ、税務局へ営業停止の通知、商業登記証の取消を行う。
3. 会社登記局へ香港支店閉鎖通知を提出する。
4. 香港支店閉鎖後、1年間は、香港支店の支店代表者（Authorized Representative）を会社登記局へ登記する必要がある。

### 香港会社条例に基づく会社清算

香港会社条例に基づく会社撤退方法には、株主あるいは債権者による任意清算、そして裁判所による強制清算がある。また、これら清算手続とは異なり、会社条例で規定された条件全てを満たした場合に採用できる簡便な登記抹消手続による撤退手続もある。



株主による任意清算は、一般的な会社清算の方法である。資産を現金化することができる。取締役が、全ての負債を12ヶ月以内に返済できることを確認し、承認した上で開始する清算である。

債権者による任意清算は、会社が債務超過を解消できない場合に、債権者が清算人を選任することにより実施される清算方法である。清算人の要件は、香港法令第32章228条A(8)を参照。

裁判所による強制清算は、債権を持つ債権者が会社から支払を受けられなかった場合、裁判所に「清算嘆願書」を提出し、裁判所が適当と判断した場合に採用される。

登記抹消手続は、簡便な清算方法で、会社条例に基づき定められた全ての条件を満たしている場合に採用できる。会社登記局へ法人登記の抹消を申請する方法で、清算人を選任せずに、株主総会特別決議において全株主の承認を得れば申請が可能である。

ただし、登記抹消には法的には以下の規定があるため、留意が必要である。

1. 登記抹消日において、会社名義の資産が存在していた場合、権利は持ち主が消滅したとみなされ、自動的に香港特別行政区に所有権が移る（実務的には、登記抹消申請を開始した後、完了までに資産などを処理することとなる）。
2. 登記抹消後20年間は、債権者が裁判所に申し立てを行い、それが認められた場合、登記抹消認可が取り消され、存続会社としてみなされる可能性がある。

以下に「株主による任意清算」、「債権者による任意清算」、そして、清算人を任命しない簡便な「登記抹消手続」について説明する。

## 株主による任意清算 (Members' Voluntary Liquidation)

株主による任意清算は、債務の全額返済能力を保持する会社のみ執行することができる。まず、任意清算の提案を検討するため、会社の取締役が取締役会で、会社の業務・登記など全般について調査をし尽くし、その結果、清算開始日より12ヶ月以内に全ての負債の弁済が完了できる合意に達するとき、採用される。

会社条例に基づき、清算開始日から12ヶ月以内に全債務を返済できる証明として、取締役は、「支払能力証明書」(Form NW1)を発行しなければならない。同証明書上に記載する資産および負債は、会社の直近の決算書に基づき記載され、同証明書は、会社登記局へ提出される。臨時株主総会は、支払能力証明書に記載した日付から5週間以内に行い、開催日の21日前までに召集通知を株主宛に発送する。

臨時株主総会で、任意清算の開始が承認され、清算人が任命される。この特別決議の可決と同時に、それまでの取締役の権限が抹消され、清算人が会社の統制および資産の管理を行うことになる。

特別決議書は、可決から 15 日以内に会社登記局へ提出され、清算開始の事実を官報に公告する。また、清算人は官報に公告を行った上で、就任から 21 日以内に会社登記局にて清算人就任登記を行う必要がある。清算開始後は、清算人が取締役に代わって、会社を支配並びに管理する。

### 株主による任意清算 (Members' Voluntary Liquidation) のスケジュール

#### 1. 取締役会議開催

##### 決議事項

- ・ 臨時株主総会の招集 ⇒ 3.の開催日の 21 日前に通知
- ・ 取締役による「支払能力証明書」(Form NW1) への承認  
なお、支払能力証明書は、取締役の過半数（取締役が 2 名以上の場合）の承認を得て作成されなければならない。

#### 2. 1. 以後、支払能力証明書を会社登記局へ提出

#### 3. 臨時株主総会の特別決議で「清算開始、清算人の選任」を承認 ⇒ 2.の日付から 5 週間以内に開催

#### 4. 3.の特別決議での承認後、15 日以内に会社登記局へ特別決議を提出

#### 5. 3.から 21 日以内に「清算人の任命通知書」(Form NW3) を会社登記局へ提出。提出日が清算開始日となり、税務局へ清算開始を通知する。

#### 6. 清算開始と清算人任命につき官報に公告

#### 7. 清算人による清算業務（通常半年以上）

- ・ 債権者のための債権の届出を官報に公告
- ・ 税務当局からタックスクリアランスの入手
- ・ 残余財産の確定と株主への分配

#### 8. 清算人により作成された「清算報告書」の報告

#### 9. 最終清算会議開催日 1 ヶ月前までに最終清算会議の招集通知およびこれを官報にて公告

10. 最終清算会議の開催（清算人が議事録作成署名を行う）
11. 最終清算会議開催日から7日以内に「最終清算会議議事録」および「清算報告書」を会社登記局へ提出
12. 「最終清算会議議事録」および「清算報告書」を会社登記局へ提出日から21日以内に、清算人が「清算完了通知」(Form NW5 Notice of Cessation to Act as Liquidator or Provisional Liquidator)を会社登記局へ提出
13. 12.で「最終清算会議議事録」および「清算報告書」を会社登記局へ提出した日から3ヶ月が経過した時点で会社の清算が終了して解散

## 債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Liquidation)

債権者による任意清算は、債務超過状態を解消できない会社の株主、債権者が清算人を選任することによって実施される任意清算手続である。取締役会が会社に債務の支払いの見込みがないと判断した場合、臨時株主総会を招集し、株主投票総数の75%以上の特別決議の承認を経て、会社を任意清算することができる。

臨時株主総会を招集すると同時に会社は、債権者に対し官報公告並びに中国語および英字新聞にて債権者会議開催の通知をしなければならない。また、取締役は、債権者会議の前に（推定債務額とともに）債権者リスト、事業報告の詳細を示す必要がある。債権者会議は、臨時株主総会における特別決議日に開催され、この債権者会議で債権者は、清算人を選任する。

### 債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Liquidation) のスケジュール

1. 取締役会議開催  
決議事項
  - ・ 会社は、負債を支払う能力がなく事業が継続不可能である事を宣言
  - ・ 会社（清算と雑則）条例の株主による任意清算の実施が不可能なため、債権者による任意清算を実施すべきである旨の承認
  - ・ 取締役による「事業継続が不可能な場合の任意清算の声明書」(Form NW2) への承認
2. 1.以後、事業継続が不可能な場合の任意清算の声明書の取締役による承認と7日以内に会社登記局への提出。提出日が清算開始日となる。税務局へ清算開始を通知する。

3. 2.の提出後 28 日以内に開催する取締役と債権者会議の招集通知
4. 債権者会議を主宰する取締役の任命
5. 債権者会議開催の 7 日前までに、官報公告並びに中国語および英字新聞への公告を実施
6. 債権者会議を臨時株主総会と同日または、翌日に開催する。債権者会議で清算人の選任。「会社の事業報告書」(Form23) および債権者一覧とその推定請求額を債権者会議で提出
7. 「清算人の任命書」(Form NW3) により清算人を選任する。選任日から 15 日以内に会社登記局へ提出
8. 7.以後、15 日以内に、官報に清算人選任を公告
9. 清算人は、会社を清算するための手配を実施
10. 清算手配が完了したら、開催日 1 ヶ月前までに債権者会議を招集
11. 債権者会議を開催して会社の決算を報告
12. 最終債権者会議を開催して決議書を会社登記局へ提出
13. 清算人が「清算完了通知」(Form NW5 Notice of Cessation to Act as Liquidator or Provisional Liquidator) を会社登記局へ提出
14. 13.を会社登記局へ提出した日から 3 ヶ月が経過した時点で会社の清算が終了して解散

## 登記抹消手続 (De-registration Procedures)

会社条例に基づき、会社登記局と税務局へ法人登記の抹消を申請する方法で、決められた条件を全て満たせば、清算人を選任せずに、全株主の承認で、申請が可能である。

### 申請の条件

- ・ 会社の全株主が登記抹消に同意していること
- ・ 会社は設立後、全くビジネスを始めていない、あるいはビジネスを停止してから3ヶ月以上経過していること
- ・ 会社には、一切の負債がないこと  
法的手続の当事者となっていないこと
- ・ 会社の資産に香港に登録されている不動産所有がないこと
- ・ 会社条令第749条に規定されている会社ではないこと（登記抹消手続を行う直前の5年間に上場会社、銀行、保険会社、信託会社ではないこと、またそれらの親会社ではないこと）

### 手続前に実施すること

最終期末時点で債権債務はなく、資産は現金のみにして、（子会社があれば、株式譲渡するか子会社清算する）最終監査を実施し、税務クリアランスを行う。

税金の納付が完了して税務クリアランスが終わった後、登記抹消の手続を開始する。

### 手続手順

#### **税務局**

税務局へ登記抹消の申請手続料（270香港ドル）とともに申請書類を提出する。提出された登記抹消申請書を税務局が受領後、未払いの税金がないことが確認されたら、税務局より登記抹消を承認する「No Objection Letter」が発行される。

「No Objection Letter」が発行された後、香港法人名義の銀行口座は、取締役もしくはサイン権者より銀行へ連絡の上、口座閉鎖手続を行う。残高は残余財産として株主に分配する。

#### **会社登記局**

税務局の承認、口座の閉鎖が完了した後、会社登記局へ抹消申請書を提出する。会社登記局が官報に公告し、この公告日から満3ヶ月間の公示期間の間に異議申し立てなければ、その後、第二回目官報公告が会社登記局により手配され、第二回目官報公告日同日で会社の登記が抹消される。

### 登記抹消手続の留意点

会社が登記抹消されるまで、その手続期間中、引き続き会社の取締役の責任は残る。会社登記

抹消後、20年以内であれば、登記復活申請手続が可能で、会社の登記を復活することができる。

会社解散後、解散直前の取締役は、解散日から少なくとも6年間、会社の帳簿書類を保管することと規定している。

登記抹消手続申請に際して、故意に重要な点で虚偽または誤解を招くような情報を登録機関に与えた場合は、以下の責任を負う。

起訴による有罪判決では、30万香港ドルの罰金および2年の懲役、または、略式起訴により、レベル6の罰金および6ヶ月の禁錮刑。

上記については、会社登記局への「抹消申請書」(FormNDR1)内に記載されており、取締役が内容を確認した上で宣誓の署名後、抹消申請書を会社登記局へ提出する。また、万が一、登記抹消日時時点で、法人名義の資産が存在していた場合は、無主物占有とみなされ、香港政府に帰属することになる。

#### 登記抹消手続にかかる期間

登記抹消手続開始前に実施する最終期末の監査、税務申告が完了後、税務局へ登記抹消申請書を提出してから、最後に官報公告され登記抹消される日まで、約1年要する。

## 会計・税務

### 会計制度の概要

#### 1-1. 会計制度

具体的な香港の会計制度は、会社条例（Companies Ordinance: CO）によって規定されている。基本的には日本とほぼ同様と考えても差し支えないが、以下に列挙する部分については注意が必要である。

- (1) 会社は、会計帳簿（決算書、財務諸表）を適切に作成し、事業年度の末日までの最後の会計処理の締め日から7年間保存しなければならない。
- (2) 会社は、年1回決算を行い、外部監査法人による会計監査を受けることが義務付けられているが、決算日は自由に決められる。日本とは異なり定款に決算日を記載する必要はないが、初年度の決算日が自動的に第2期以降の決算日となり、特別な事情がない限り決算日は変更できない。特別な事情かどうかを判断するのは、事実上税務当局（Inland Revenue Department: IRD）になるが、例えば「株式公開目的で日本の親会社の決算期に合わせるため」という理由は、これまでのところ、特別な事情に該当すると認められている。
- (3) 記帳通貨は、原則として主要取引通貨である機能通貨を用いる。日本では必ず円ベースで記帳することが求められているが、香港では香港ドル以外の国際流通通貨での記帳管理も可能である。例えば、米ドル建ての取引がほとんどを占める場合には、原則として米ドルベースで記帳することになる。
- (4) 決算書自体には法的な作成期限が無く、税務申告期限や年次株主総会開催日に間に合うようなスケジュールで決算書の作成時期を決定する。
- (5) 企業会計と税務会計は、完全に分離している。日本では貸倒引当金や減価償却の計算を税法に合わせる形で行うことがよくあるが、香港では会計処理はあくまで会計基準に従って行われるため、税務条例（Inland Revenue Ordinance: IRO）の規定は影響しない。
- (6) 子会社を持つ会社は、連結財務諸表の作成が原則として義務付けられている。従って、持株会社などの場合はその負担が大きくなる。連結財務諸表の作成が免除される例としては、親会社が既定の会計基準で連結財務諸表を作成して公表している場合などが該当する。ただし、実務上は作成義務を十分認識していながら作成しないケースも多々存在する。

これは、監査報告書に「連結財務諸表を作成していない」旨の限定意見を記載することによって監査が完了できることに加え、不順守に対する心証は良くないものの、当該限定意見自体が税金計算に関係しないことから、税務当局も特に指摘しないため、当該不順守によるペナルティは事実上存在しないからである。

## 1-2. 会計基準

香港における会計基準については、会社条例の中に具体的な規定がない。実務上、香港会計士協会（Hong Kong Institute of Certified Public Accountants: HKICPA）が公表する以下3つの基準に従うこととなる。

- ・ 香港財務報告基準（Hong Kong Financial Reporting Standards: HKFRSs）および香港会計基準（Hong Kong Accounting Standards: HKASs）（以下、合わせて「香港会計基準」）
- ・ 中小企業財務報告基準（Small and Medium-sized Entities Financial Reporting Framework and Financial Reporting Standard: SME-FRF&FRS）
- ・ 私的会社香港財務報告基準（HKFRSs for Private Entities）

### (1) 香港会計基準

香港会計基準は2005年1月1日より国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRSs）および国際会計基準（International Accounting Standards: IASs）（以下、合わせて「IFRSs」）にフルコンバージェンスしたため、実質的にはIFRSsと同一の基準となっている。現在生じている差異については、2023年6月現在における香港会計基準とIFRSsとの比較表を参考にして欲しい。

（出典：香港公認会計士協会）

#### 【香港財務報告基準と国際財務報告基準との比較】

香港財務報告基準	国際財務報告基準	相違点
HKFRS1 香港財務報告基準の初度適用	IFRS1 国際財務報告基準の初度適用	原文のうち一部項目の適用開始時期に若干相違があるが、事実上同一内容。
HKFRS2 株式報酬	IFRS2 株式報酬	同一内容
HKFRS3 企業結合	IFRS3 企業結合	同一内容
HKFRS4 保険契約	IFRS4 保険契約	同一内容
HKFRS5 売却目的で保有している非流動資産及び廃止事業	IFRS5 売却目的で保有している非流動資産及び廃止事業	同一内容
HKFRS6 鉱物資源の探査及び評価	IFRS6 鉱物資源の探査及び評価	同一内容
HKFRS7 金融商品：開示	IFRS7 金融商品：開示	同一内容



HKFRS8 セグメント別報告	IFRS8 セグメント別報告	同一内容
HKFRS9 金融商品	IFRS9 金融商品	同一内容
HKFRS10 連結財務諸表	IFRS10 連結財務諸表	同一内容
HKFRS11 共同支配の取決め	IFRS11 共同支配の取決め	同一内容
HKFRS12 他の企業への関与の開示	IFRS12 他の企業への関与の開示	同一内容
HKFRS13 公正価値測定	IFRS13 公正価値測定	同一内容
HKFRS14 規制繰延勘定	IFRS14 規制繰延勘定	同一内容
HKFRS15 顧客との契約から生じる収益	IFRS15 顧客との契約から生じる収益	同一内容
HKFRS16 リース	IFRS16 リース	原文のうち COVID-19 に起因する賃料減免に関連する項目の適用開始時期に若干相違があるが、事実上同一内容。
HKFRS17 保険契約	IFRS17 保険契約	同一内容

#### 【香港会計基準と国際会計基準との比較】

香港会計基準	国際会計基準	相違点
HKAS1 財務諸表の表示	IAS1 財務諸表の表示	原文の法的必要条件の説明部分で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS2 棚卸資産	IAS2 棚卸資産	同一内容
HKAS7 キャッシュ・フロー計算書	IAS7 キャッシュ・フロー計算書	同一内容
HKAS8 会計方針、会計上の見積り変更及び誤謬	IAS8 会計方針、会計上の見積り変更及び誤謬	原文で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS10 後発事象	IAS10 後発事象	原文の法的必要条件の説明部分で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS11 工事契約	IAS11 工事契約	同一内容
HKAS12 法人所得税	IAS12 法人所得税	HKAS12 は、説明に役立つ実務指針や実例などを取り入れており、第2の柱（グローバルミニマム課税）に関連する繰延税金に関する認識要求および開示要求の適用を、一時的に免除する適

		用開始時期に若干差異があるが、事実上同一内容。
HKAS16 有形固定資産	IAS16 有形固定資産	HKAS16 では、以下の暫定規定が存在する。1.段落 80AA は、1995年9月30日以前に評価替えされており、それ以来評価替えされていない有形固定資産を保有している、特定の企業に対して、定期的な評価替えを行うことを免除している。2.段落 80AB は、以前 SSAP17 による免除規定を享受していた非営利企業に対して、HKAS16 を発効日（もしくはそれ以前）に適用する直前に、有形固定資産の帳簿価額をその資産の費用としてみなすことを許可している。
HKAS19 従業員給付	IAS19 従業員給付	同一内容
HKAS20 政府補助金の会計及び政府援助の開示	IAS20 政府補助金の会計及び政府援助の開示	IAS20 では、企業が IAS20 の会計規定を初めて適用するにあたって、IAS20 発行日後に補助金の全額または一部が債権または債務となる場合にのみ適用することを許可する暫定規定(段落 40)が存在する。
HKAS21 外国為替レート変動の影響	IAS21 外国為替レート変動の影響	同一内容
HKAS23 借入費用	IAS23 借入費用	同一内容
HKAS24 関連当事者の開示	IAS24 関連当事者の開示	同一内容
HKAS26 退職給付制度の会計及び報告	IAS26 退職給付制度の会計及び報告	HKAS26 は、この基準に準拠して MPF スキームや ORSO スキームの財務諸表の作成に関する実務指針を取り入れている。
HKAS27 連結及び個別財務諸表	IAS27 連結及び個別財務諸表	同一内容
HKAS28 関連会社に対する投資	IAS28 関連会社に対する投資	同一内容
HKAS32 金融商品：開示及	IAS32 金融資産：開示及	HKAS32 では、企業に対して、比較で

び表示	び表示	きる情報が存在しない場合、そのような比較情報を表示しないことを許可する暫定規定（段落97）が存在する。
HKAS33 1株当たり利益	IAS33 1株当たり利益	同一内容
HKAS34 中間財務報告	IAS34 中間財務報告	同一内容
HKAS36 資産の減損	IAS36 資産の減損	HKAS36（IAS36）の段落139では、企業は、(a)契約執行日が2005年1月1日（2004年3月31日）以降の企業結合によって取得した営業権と無形固定資産に対してHKAS36（IAS36）を適用することとされており、(b)その他資産については、2005年1月1日（2004年3月31日）以降に開始する最初の会計年度より予め適用することが明記されている。
HKAS37 引当金、偶発債務及び偶発資産	IAS37 引当金、偶発債務及び偶発資産	IAS37では、企業がIAS37の会計規定を初めて適用するにあたって、IAS37発効日後に補助金の全額または一部が債権または債務となる場合にのみ適用することを許可する暫定規定（段落93）が存在する。また、HKAS37は、別表Cに追加例示3A、8A、12、13を含んでいるが、IAS37との比較例示は含まれておらず、事実上同一内容。
HKAS38 無形資産	IAS38 無形資産	HKAS38（IAS38）の段落130では、企業は、(a)契約執行日が2005年1月1日（2004年3月31日）以降の企業結合によって取得した無形固定資産の会計処理に対してHKAS38（IAS38）を適用することとされており、(b)その他資産については、2005年1月1日（2004年3月31日）以降に開始する最初の会計年度より予め適用することが明記されている。
HKAS39 金融商品：認識及び測定	IAS39 金融資産：認識及び測定	IAS39では、一般的に遡及適用が要求されているのに対し、HKAS39では、ある特定の状況下を除いて、遡及適用

		を認めていない。従って、HKAS39 における暫定規定は、IAS39 における暫定規定と異なっている。
HKAS40 投資不動産	IAS40 投資不動産	HKAS40 の段落 80A では、公正価値モデルの暫定規定が存在する。そこでは、リース資産でない投資用資産について過去に SSAP13 (2000 年度) を適用しており、公正価値モデルを使用することを選択している企業に対し、HKAS40 を発効日、もしくはそれ以前に適用することで発生する影響を反映するために、HKAS40 を最初に適用する年度における未処分利益の期首残高を調整することを要求している。また、以前にそのような資産の公正価値を開示したことのある企業に対し、比較情報を調整することを奨励しており、開示したことがないにしてもその事実を開示することを要求している。HKAS40 の段落 83A と 83B では、原価モデルの暫定規定が存在する。そこでは、企業に対し SSAP13 (2000 年度) の下、HKAS40 を初めて適用した日におけるみなし原価として、投資用資産の帳簿価額を採用することを認めており、過去に計上されている再評価積立金におけるすべての金額の組替えを含む、あらゆる調整については、未処分利益の期首残高にてなされることとなっている。みなし原価における減価償却は、貸借対照表開始日より開始することとなっている。
HKAS41 農業	IAS41 農業	適用開始時期に若干相違があるが、事実上同一内容

## (2) 中小企業財務報告基準

中小企業財務報告基準は、全ての非公開会社に香港会計基準を適用することは事務負担

が大きいことを考慮して作られた簡便な会計基準。主な特徴は以下の4点。

- ・ 理解し易さ：利用者に理解しやすい本質的な情報であること
- ・ 適切性：取引の性質と重要性により判断された適切な情報であること
- ・ 信頼性：利用者の観点で重要な誤解を生じさせない情報であること
- ・ 比較可能性：利用者が過去の情報と比較しやすい情報であること

これらの目的を達成する範囲内において、できるだけ簡便な会計処理が採用できるように工夫されているのが中小企業財務報告基準の特徴である。

旧会社条例（第32章）の第141D条において、中小企業財務報告基準を適用できる報告免除規定は存在していたが、その範囲は、対象となる香港法人が、①子会社を所有しておらず、②他の法人の子会社ではなく、③株主が50人以下の非公開会社（すなわち、株式譲渡制限があり公募が禁止されている会社）で、かつ④株主による100%全会一致の承認がある場合（航空業や海運業を除く）、と限定されていた。

さらに、旧会社条例の下以外で設立された外国法人の場合、これら4つの要件に加えて、規模テスト（①年間売上が5,000万香港ドル以下であること、②期末時点の純資産高が5,000万香港ドル以下であること、並びに③従業員が50人以下であること、の3つの条件のうち2つを満たすこと）もまた要件となっていた。

新会社条例（第622章）が発効した2014年3月3日以降、当該報告免除規定における新たな企業区分や事業報告（Business Review）の開示規定が設けられ、これらに加えて修正条例が発効した2019年2月1日以降、当該報告免除規定の対象となるグループ区分が以下の表のとおり、明瞭化されている。

（出典：香港公認会計士協会）

企業区分	免除資格条件
子会社を有しておらず、かつ他の会社の子会社ではない私的会社	- 株主総会で全体の100%の株主による承認があること。
小規模担保会社（Small Guarantee Companies）単体、または小規模担保会社およびそのグループ	- 年間売上が2,500万香港ドル以下であること。 単体として、または外国法人を含む個々の全ての会社およびグループ全体としてもこれを満たすこと。これらを満たしている場合、株主総会での株主による承認は不要。
小規模非上場会社（Small Private Companies）単体、または小規模非上場会社およびそのグループ会社	- 年間売上が1億香港ドル以下であること - 期末時点の総資産高が1億香港ドル以下であること - 従業員が100人以下であること、のうち2つ以上を、単体として、または外国法人を含む個々の全ての会社およびグループ全体としても満たすこと。これらを満たしている場合、株主総会での株主による承認は不要。

<p>大規模適格非上場会社（Larger Eligible Private Companies）およびそのグループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間売上が2億香港ドル以下であること</li> <li>- 期末時点の総資産高が2億香港ドル以下であること</li> <li>- 従業員が100人以下であること、のうち2つ以上を、単体として、または外国法人を含む個々の全ての会社およびグループ全体としても満たし、かつ</li> <li>- 株主総会で少なくとも全体の75%の株主による承認があり、異議申立てがないこと。</li> </ul>
<p>外国法人を含む適格非上場会社グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ内の外国法人を含む個々の全ての会社が、小規模非上場会社もしくは大規模適格非上場会社の免除資格要件を満たしていること</li> <li>- グループ全体としても大規模適格非上場企業の免除資格要件のうち2つ以上を満たし、かつ</li> <li>- 株主総会で少なくとも全体の75%の株主による承認があり、異議申立てがないこと。</li> </ul>
<p>外国法人を含む混合非上場会社グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 混合非上場会社グループが、小規模担保会社およびそのグループもしくは小規模非上場会社およびそのグループ会社に対する免除資格要件を満たしている場合、株主総会での株主による承認は不要。</li> <li>- 混合非上場会社グループの持株会社が適格非上場会社である場合は、グループ全体としても大規模適格非上場企業の免除資格要件のうち2つ以上を満たす場合、株主総会で少なくとも全体の75%の株主による承認があり、異議申立てがないこと。</li> <li>- 混合非上場会社グループの持株会社が小規模担保会社である場合は、グループ全体としても諸規模担保会社の免除資格要件を満たす場合、株主総会で少なくとも全体の75%の株主による承認があり、異議申立てがないこと。</li> </ul>

取締役報告書上における事業報告では大きな区分として、以下の項目を開示する必要がある。

- ・ 企業が従事する事業の公正な報告
- ・ 企業が直面している主要なリスクおよび不確実性のある事象
- ・ 会計年度末以降に発生している、企業にとって重大な影響を与える事象の詳細
- ・ 企業が従事する事業の将来における発展の兆候、など

HKFRS(=IFRS)第10号連結財務諸表に従って、連結ベースで取締役報告書および財務諸表の作成を要求される場合は、これら開示事項についても、連結ベースで開示する必要がある。

なお、①上述の報告免除規定の要件を満たしている場合、②該当する会計年度の通年にわたり、唯一の法人株主の100%子会社である場合、または③少なくとも全体の75%の株主による承認(当該特別決議は、該当する会計年度末の6ヶ月前までに可決され、当該決議日から15日以内に香港の会社登記処に届出ることが要求されている)がある場合、事業報告は免除される。

### (3) 私的会社香港財務報告基準

私的会社香港財務報告基準は、2009年7月に発表された中小企業国際会計報告基準(IFRSs for SMEs)に準拠する形で作成・発表された。世界中で「中小企業」、「私的会社」もしくは「非公開会社」と呼ばれる会社が存在する中で、IFRSsよりも簡易な財務報告基準で、香港の中小企業財務報告基準における「中小企業」の定義が、IFRSsでの「中小企業」と完全に合致していないため、新たに設けられた基準であり、適用要件は以下のとおりである。

- ・ 社会に対する公的説明責任(Public Accountability)がないこと
- ・ 外部使用者に対し、一般目的の財務諸表を発行していること

(注) 公的説明責任がある企業の例としては、社債や株式が証券取引所もしくは店頭市場で公開取引されている企業、または信託業務における第三者の資産管理業務を主たる事業の1つとして運営する企業(銀行、信用金庫、保険会社、証券会社、ミューチュアルファンド並びに投資銀行など)が該当する。外部使用者の例としては、事業経営に携わっていない株主、現存もしくは潜在的債権者、および信用格付け機関がある。

## 1-3. 財務諸表

表示方法もIFRSsにフルコンバージェンスされているため、実質的にはIFRSsと同一の表示方法となっている。なお、2009年1月1日以降に始まる事業年度から大きく変わっているので注意が必要である。なお、会社が作成を義務付けられている財務諸表は、以下のとおりである。

### (1) 包括損益計算書

- ・ 特別損益項目が存在しない。
- ・ 営業損益と非継続事業損益とを区分して表示した上で当期純利益を表示する。
- ・ 当期純利益の下に土地や有価証券などの未実現損益などの項目を調整した上で包括利益として表示する。

### (2) 財政状態計算書

- ・ 区分表示すべき項目は決められているが、所定の様式で表示することを求めている。
- ・ 流動項目と非流動項目を別区分で表示することを求めているが、その表示順については香港では従来から固定性配列で表示されてきたため、固定性配列に馴染んでおり、固定性配列で表示されることが一般的になる。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

- ・ 営業活動・投資活動・財務活動の3区分で表示する方法が認められていることや、営業活動によるキャッシュ・フローは直接法・間接法ともに適用可能であるなど、日本とほぼ同様の基準となっている。

## (4) 株主持分変動計算書

- ・ 株主持分を構成するそれぞれの項目について、その増減内訳を開示する。

## (5) 注記

- ・ 体系的かつ豊富な注記が求められているため、かなりのボリュームとなる。
- ・ 具体的な項目としては以下のようなものが挙げられる。
  1. 収益の認識
  2. 連結方針（子会社および関連会社を含む）
  3. 企業結合
  4. ジョイント・ベンチャー
  5. 有形固定資産および無形固定資産の認識および償却
  6. 借入費用その他の支出の資産化
  7. 工事契約
  8. 投資不動産
  9. 金融商品および投資
  10. リース
  11. 研究開発費
  12. たな卸資産
  13. 税金（繰延税金を含む）
  14. 引当金
  15. 従業員給付コスト
  16. 外貨換算およびヘッジ
  17. 事業別および地域別セグメントの定義並びにセグメント間の費用配賦基準
  18. 現金および現金同等物の定義
  19. インフレーション会計
  20. 国庫補助金、など

1-4. 会計監査

## (1) 会計監査とは

会社条例によって、全ての会社に対して会計監査（決算書の監査人（公認会計士または監査法人）による決算書の確認）が義務付けられていることが、香港の会計制度の大きな



特徴である。自社で記帳能力のない小企業の場合、決算書の作成を会計事務所に外注することになるが、香港では会計監査も会計事務所に依頼しなければならないため、決算費用は日本よりも高くなる可能性がある。会計監査報酬は会社の維持費に含まれるものであることから、香港法人設立の判断を行う上であらかじめ考慮しておくべき項目となる。

## (2) 会計監査の持つ税務調査的な側面

会計監査の実施は、会社条例で義務付けられており、実務上会計監査の実施を避けることはできない。また、税務条例上、提出が義務である税務申告書の添付書類として、監査報告書の原本の添付が求められている。申告期限内に税務申告書を提出しない場合、税務当局から罰金、さらには裁判所への出廷命令にまで発展することになるため、申告期限内に会計監査を完了させる必要がある。

なお、本会計監査は、香港会計士協会に登録している香港公認会計士もしくは監査法人のみが行う。

## 税制の概要

### 2-1. 特徴

香港は、シンガポールと並んでアジア地域におけるいわゆるタックスヘイブン（租税回避）国・地域の一つとして知られるが、その特徴をまとめると以下のとおりである。

#### (1) 低税率

所得税にせよ法人税にせよ、その税率が他の国・地域と比較して格段に低く抑えられていることが、最も大きな特徴である。

#### (2) 簡素な税制

日本では法人税や所得税、相続税などの本法のみでかなりの分量になる上に、租税特別措置法や政令、税務当局による通達や判例などが本法と一体となり運営されるため、結果として適用が非常に難解になる。

香港には、売上税や消費税などの流通税は2024年3月現在において存在しない。税の種類自体が少なく、さらにそれぞれの本法の内容は極力簡明になるように規定されていることから、そもそも本法の分量が日本と比べて圧倒的に少ない。

また、通達や判例などは日本と同様に存在するが、租税特別措置法や地方税法、政令に該当するものがないため、少なくともその分は簡素化されている。また、大きな税制改正などはそれほど行われていない。

しかしながら、簡素な税制であるため、政府予算に対する市民や職能団体からの意見などを参考にしたうえで予算案を編成することから、毎年税額控除などは変化しているのが現状である。

なお、上述した政府予算は、単純な免税措置のみならず、固定資産税の免除、電気料金に対する補助、中小企業向け信用保証制度の拡充など、さまざまな側面で市民へ還元が実施されている。

#### (3) 非課税方式による二重課税の排除

詳しくは「5. オフショア所得」で後述するが、香港内源泉所得（＝オンショア所得）のみを課税対象とするため、香港外で得た所得（＝オフショア所得）は原則非課税扱いになる。これをオフショア所得非課税と呼ぶ。香港と香港外の国の両方から二重に課税される可能性を香港側があらかじめ課税を放棄することによって防いでいる。

また、香港では個人および法人も原則受取配当金に課税されることはない。これは受取配当金に課税して二重課税になることを防ぐためである。

一般に二重課税を排除する方法は、税額控除方式と非課税方式の二とおりあるが、香港は簡素な税制という大原則に従ってより簡便な非課税方式を採用している。

なお、2023年1月1日に施行され、2024年1月1日に一部改訂が加わった新たなオフショア受動的所得非課税（Foreign-sourced Income Exemption: FSIE）制度により、香港外から得た利子収入、受取配当金、IP収入、株式持分の売却から生じる処分益、並びに株式持分の売却から生じる処分益を除く処分益に対する非課税制度の要件が大幅に変更された。要件を満たさないオフショア所得は、香港において課税対象となる可能性があるため、留意が必要である。

#### (4) 源泉徴収制度

香港では、非居住者へのロイヤリティの支払いなどごく一部の例外を除き、源泉徴収制度を採用していない。つまり、納税義務者は全ての税金について確定申告を行うことになる。

#### (5) 予定納税制度

上述のとおり、源泉徴収制度を採用しないことにより、徴収漏れのリスクが課税上大きな問題である。非居住者に対しては実効性のある徴収方法が他にないことから、源泉徴収制度を採用せざるを得ないが、香港居住者に対しては源泉徴収制度ではなく、予定納税制度を採用することによって、この問題を解決している。具体的な計算イメージは以下のとおりである。

	今年度	翌年度
課税所得 (A)	3,000,000	4,000,000
税率 (注) 200万香港ドル以下の金額	8.25% = 165,000	8.25% = 165,000
税率 (B) 200万香港ドルを超える金額	16.5%	16.5%
税額 (C = 165,000 + (A - 2,000,000) × B)	330,000	495,000
前期納税額 (C')	-	330,000
予定所得額 (D = A)	3,000,000	4,000,000
予定納税額 (E = 165,000 + (D - 2,000,000) × B)	330,000	495,000
確定納税額 (F = C - C' + E)	660,000	660,000

(注) 後述の「3. 事業所得税」に詳細を記載している。

このように予定納税制度は、(1) 初年度の負担が大きくなり、(2) 翌年度も今年度と同水準の所得が発生するとの仮定のもとに成り立つ仕組みである。したがって、初年度は所得が発生したものの、翌年度は所得が激減するのが確実である場合は、納税者に納税負担が重くなることを避けるため、予定納税の軽減特例も設けられている。

#### (6) 賦課納税制度

日本の法人税や所得税は、確定申告時に自ら税額計算を行い、それに基づいて納税する制度であるから、一般に申告納税制度と呼ばれる。一方、香港の法人税や所得税は、確定申告時に自ら税額計算を行うところまでは日本と同じだが、その申告書自体は参考程度の位置づけであり、税額自体はあくまで税務当局が決定するところに大きな違いがある。つまり、香港の場合は、税務当局から発行された賦課税額決定書をもとに納税を行うことになる。

#### (7) 省力化された税務調査

日本では規模の大きな会社では毎年、小さな会社でも3~10年ごとに税務調査が入ることが一般的であるが、香港では、税務当局の調査官が実地調査を行うことは比較的少なく、税務当局より発行される税務質問状による調査が大半を占める。

実地調査を頻繁に実施しない主な理由に、1-4. (2)「会計監査の持つ税務調査的な側面」で記載したように、全ての現地法人に対して公認会計士の監査が義務付けられることで、決算書が粉飾される余地が少なくなる点が挙げられる。税務当局は、税務申告書に添付される監査報告書の内容審査を十分に行っていると考えられるが、当該審査の結果、異常な事象が比較的明瞭に認められる会社やオフショア申請を開始した会社に対し、税務当局は文書による税務質問状を送付する。ただし、税務条例上、税務当局は7年間訴求可能な課税権を有しており、時効数ヶ月前に一斉に税務調査を開始することが2010年以降頻発した。税務調査回数は、コロナ禍において一旦頻度が減少したものの、コロナが収束してから2024年3月現在までに徐々に増加しているため、暫く税務調査を受けたことがない会社は留意すべきである。

税務調査が実施される場合、通常会計監査および税務申告を実施する会計事務所に依頼・相談し、過不足ない回答を準備する必要がある。税務当局が税務質問状でのやりとりの中で得た回答に納得できなかった場合、実地調査を行う可能性がある。稀に抜打ちで実地調査が行われているので、そちらも留意すべきである。

### 2-2. 税金の種類

香港の税金の種類を図示すると以下のとおりである。なお、2024年3月現在において、日本の消費税や贈与税に相当する税金は存在しない。

#### (1) 事業所得税 (Profits Tax、利得税)

香港を源泉とする事業所得に対して課税される。「3. 事業所得税」にて詳述する。

#### (2) 給与所得税 (Salaries Tax、薪俸税)

香港を源泉とする給与所得に対して課税される。「4. 給与所得税」にて詳述する。

## (3) 資産所得税 (Property Tax、物業税)

香港を源泉とする不動産の賃貸所得に対して課税される。具体的な計算式は、以下のとおりである。

$$\text{不動産の賃貸所得} = \text{賃貸収入} - \text{固定資産税} - \text{賃貸収入} \times 20\%$$

なお、税率は15%であるが、有利となる場合は、企業はその事業所得税申告時、個人はその給与所得税申告時のパーソナルアセスメント方式により、当該所得を組み込んで申告することが可能である。

## (4) 事業登録税 (Business Registration Fee &amp; Levy、商業登記費)

商業登記法 (Business Registration Ordinance: BRO) により、商業登記を行っている者が納税義務者とされている。ただし、商業登記しないと事業を行うことはできないため、事実上、香港で事業を営む者は全て事業登録税の納税義務者となる。

(出典：香港税務局、単位：香港ドル)

期間	本店登記費	本店徴費	支店登記費	支店徴費
2014/04/01-2016/03/31	2,000	250	73	250
2016/04/01-2017/03/31	0	250	0	250
2017/04/01-2019/03/31	2,000	250	73	250
2019/04/01-2022/06/16	0	250	0	250
2022/06/17-2023/03/31	0	150	0	150
2023/04/01-2024/03/31	2,000	150	73	150
2024/04/01- (予定)	2,200	0	80	0

(注) 登記費および徴費の合計金額が一般的に商業登記費と呼称されている。

## (5) 印紙税 (Stamp Duty、印花税)

印紙税条例 (Stamp Duty Ordinance: SDO) は、納税義務者を課税文書の作成者と規定している。香港内における不動産売買契約書や賃貸 (リース) 契約書、株式売買契約書などが課税文書に該当する。

不動産売買契約書の場合には、以前は居住者用あるいは非居住者用か否かと、その購入時期により、売買価額または市場価格の高い方に対し、一律 7.5~15%もしくは 8.5%の累進課税、さらに、その保有期間により 5~20%の特別印紙税および購入者印紙税 7.5~15%が課されていた。

しかし、2024年2月24日以降は撤廃され、売買価額または市場価格の高い方に対して最高 4.25%を課税する累進課税となった。不動産リース契約の場合は、リース期間が1年

以内の場合にそのリース料全額の0.25%、1年超～3年以内の場合に年間リース料の0.5%、並びに3年超の場合に年間リース料の1.0%とされており、株式売買契約書の場合には、直近約2年間は売買価額の0.13%（営業譲渡の場合、5香港ドル+0.26%）であったが、2023年11月17日以降、売買価額の0.1%（営業譲渡の場合、5香港ドル+0.2%）と変更された。

(6) 相続税 (Estate Duty、遺産税)

日本の相続税とほぼ同様の概念で、1998年4月1日以前は650万～700万香港ドルを超える相続資産価値に対し6～18%、それ以降は750万香港ドルを超える相続資産価値に対する5～15%の累進課税であったが、2006年2月11日付で廃止され、現在は非課税である。

(7) 資本税 (Capital Duty、股本註冊費)

会社条例により、会社設立時の資本金拠出やその後の増資のための授權資本枠を広げる際、その授權資本額に対し課税される。税率は、新たに登録する授權資本額の0.1%となっていたが、2012年6月1日以降、廃止された。

(8) 固定資産税 (Rates & Government Rent、差餉および地租)

固定資産税条例 (Rating Ordinance & Government Rent Ordinance) は、不動産の所有者と借手の双方が納税義務者と規定している。通常は賃貸契約書上でどちらが納税義務者となるか取り交わすこととなる。固定資産税は、不動産の評価額に対して課税される間接税であり、この不動産の評価額は年に1回見直される。

税務当局からの賦課決定通知書に基づき、四半期ごとに前払いで納税を行う。なお、税率は不動産評価額の5%であり、地理的一定条件により、更に3%の借地料が加算される。

2024年3月現在、2023/24年度は、第1および第2四半期の納税時に、各々上限を1,000香港ドルとした免税措置がとられており、2024/25年度暫定案では、第1四半期の納税時に、上限を1,000香港ドルとする免税措置案が盛り込まれた。

(9) 物品税 (Excise Duties)

物品税条例 (Dutiable Commodity Ordinance: DCO) により、特定の輸入物品の卸売業者（しかしながら、販売時に市場価格に含まれるため、最終的には消費者）が納税義務者とされている。具体的には、石油、タバコ、酒類などが対象となっていて、物品により税率や税額はさまざまである。

(10) 車両登録税 (First Registration Tax、首次登記税)

自動車条例 (Motor Vehicle Ordinance: MVO) により、新車を購入登録する者が納税義務者とされている。人口密度の高い香港では車両規制が厳しく、税率は2024年3月31日現在、3.7～132%となっている（自家用車両は46～132%の累進課税、ただし、バイクは一律

35%で、タクシーや運送車両など特定の車両には一律 3.7%や 17%、15～85%の累進課税他となっており、環境配慮型の車両の場合、更に一部もしくは全額免除などの優遇措置が取られている)。

(11) 賭博税 (Betting Duty、博彩税)

賭博税条例 (Betting Duty Ordinance: BDO) により、宝くじや競馬など賭博の収入者が納税義務者とされている。税率は 25～75%となっているが、競馬、サッカーくじともに盛んなので、貴重な収入源となっている。これに加え、2023/24 年度以降の 5 年間にわたり、香港ジョッキークラブに年間 24 億香港ドルの特別サッカー賭博税を課すこととなる修正条例が、2023 年 6 月 21 日に立法会で可決された。

(12) ホテル宿泊税 (Accommodation Tax、酒店房租税)

酒店房租税条例 (Hotel Accommodation Tax Ordinance: HATO) により、ホテルやゲストハウスなどが請求する宿泊費に課されるとされている。観光業の発展を目的として 2008 年 7 月 1 日付で廃止されたが、2025 年 1 月 1 日以降、再び 3%のホテル宿泊税が課される予定である。

## 事業所得税

### 3-1. 納税義務者

税務条例により、事業所得税の納税義務者は、その課税年度において香港源泉の事業所得がある者とされている。

#### (1) 課税年度

課税年度は4月1日から始まる12ヶ月間とされているが、毎年決算を行っている場合には、その決算日までの12ヶ月間とすることができる。つまり、課税年度は会社が自由に決定することができる。

#### (2) 香港源泉

詳しくは後述「5. オフショア所得」で説明するが、香港内源泉所得(=オンショア所得)のみを課税対象とするため、香港外で得た所得(=オフショア所得)はオフショア非課税の対象となる所得の種類に対する要件を満たす場合、原則として非課税扱いになる。

なお、2023年1月1日に施行され、2024年1月1日に一部改訂された新たなオフショア受動的所得非課税(Foreign-sourced Income Exemption: FSIE)制度により、オフショア利子収入、受取配当金、IP収入、株式持分の売却から生じる処分益、並びに株式持分の売却から生じる処分益を除く処分益に対する非課税制度の要件が大幅に変更された。要件を満たさないオフショア所得は、香港において課税対象となる可能性があるため、留意が必要である。

#### (3) 事業所得

事業活動の定義は詳細が存在せず個別に判断される。営利目的のための活動があれば事業とみなされ、当該活動で得た所得が事業所得となる。

#### (4) 納税義務者

法人、個人事業主、パートナーシップ並びにその他の主体が納税義務者であると定義されている。つまり、法人も個人事業主も、各事業所得に原則課税がされる。ただし、税率や申告方法については、法人、パートナーシップ並びにその他の主体と個人事業主との間で各々異なる。

### 3-2. 課税所得の計算

#### (1) 原則

香港会計基準に基づき作成された会計上の利益に、税務上の申告調整を行った上で課税所得を算出する。



## (2) 課税対象所得

オフショア所得は非課税のため、香港源泉所得のみを課税対象所得とする。例えば、ロイヤリティは、一般的にライセンスの取得地、承認地もしくは使用権が行使されている国・地域で課税されるものと考えられる。日本の親会社が香港の子会社からロイヤリティを受ける際、香港でその無形固定資産の使用料が発生するとみなされるため、うち30%が課税対象となり、 $30\% \times$  法人税率（後述）の法人税が課されることになる。

## (3) 益金算入項目

ほぼ会計上の収益と一致すると考えて差し支えない。

## (4) 益金不算入項目

受取配当金は二重課税排除のために非課税となり、益金不算入項目となる。

また、銀行預金利息、キャピタルゲインとみなされる売却益、レベニュー・ネイチャー（営業的本質）ではない外貨換算もしくはキャピタル・ネイチャー（資本的本質）に係る為替差益は、キャピタルゲイン非課税の方針により益金不算入項目となる。

## (5) 損金算入項目

ほぼ会計上の費用と一致すると考えて差し支えないが、減価償却費は税務条例の下、計算された数字を損金算入することとなり、会計上の乖離が発生する。

## (6) 損金不算入項目

私用の支出や売上と無関係の支出は損金算入できない。この単純かつ常識的な原則により成り立っているため、原則としてこれらの支出以外は会計上の費用と一致するが、事業を開始するまでの創立費および開業費は、税務条例上すべて損金算入できない点に留意する必要がある。さらに、キャピタルロスとみなされる売却損、レベニュー・ネイチャーではない外貨換算もしくはキャピタル・ネイチャーに係る為替差損もまた、損金不算入項目となる。なお、寄附金の損金算入については、課税所得の35%以内という上限があるが、交際費については売上と関連している限り無制限に損金算入できる。他方、個人事業主の場合、配偶者に対する支出は損金算入できない。日本の専従者給与のような制度はないため、留意が必要である。

## (7) 減価償却

会計上の減価償却費は全額損金不算入とするが、別途計算した税務上の減価償却費を全額損金算入する調整を行う必要がある。これは、会計上の減価償却費は、合理的な見積耐用年数を会社が独自に決定し、規則的な計算が求められる。一方、税務上の減価償却費は初年度に60%~100%の特別償却が適用できる資産が多く、耐用年数が税法で決定されることから、会計上の減価償却費と税務上の減価償却費が全く異なった計算をされることに

よる。日本国税法との大きな相違点として、会計上の耐用年数と税務上の耐用年数は異なるという点に留意が必要である。

また、上記の特別償却の制度などの理由により、一般には会計上の減価償却費よりも税務上の減価償却費の方が早い段階で多額の計上がなされることとなる。

減価償却資産	初年度特別償却	年次償却
産業用建物	建設や改装費用 × 20%	4.0% (20年間の定額法)
商業用建物	無し	4.0% (25年間の定額法)
機械設備 車両運搬具 什器備品 事務機器など	取得価額 × 60% 特定固定資産 (Prescribed Fixed Assets) や環境規定に 該当する場合は 100%	未償却残額 × 償却率 (10%/20%/30%の定率法)
ハードウェアおよびソフトウェア	取得価額 × 100%	無し

さらに、科学技術革新に関わる研究開発費が 200 万香港ドルまで 300%、これを超える金額も 200% 損金算入が可能となっている。

#### (8) 欠損金の繰越

繰越欠損金の繰越期限はないため、無制限に使用することができる。

#### (9) 外国税額控除

外国税額控除の制度は本法に規定があるものの、原則租税条約の締結が要件となっているため、事実上租税条約締結国との二重課税についてのみ外国税額控除を受けることができる。ただし、オフショア所得非課税が原則であることから、実際に外国税額控除を受けられるケースは稀となる。

なお、日本の消費税や中国の増値税・営業税のように、所得税以外の外国で発生した税金については、外国税額控除は受けられないものの、損金算入処理を行うことは認められる。

### 3-3. 税率

2024年3月時点の税率の推移は下表のようになっている。

課税年度	法人税率 (注 2)	個人税率 (注 2)
2007/08	17.5%	16.0%
2008/09-2022/23	16.5%	15.0%
2023/24 (注 1)	16.5%	15.0%

2024/25 (予定)	16.5%	15.0%
--------------	-------	-------

(注1) 2024年2月28日に公示された政府予算案より、2023/2024年度は、3,000香港ドルを上限として、最終税額に対する税額控除が適用される予定(2022/23年度では6,000香港ドルを上限とする同条件の税額控除があった)。

(注2) 2018年4月1日以降開始する決算期については、各企業グループ内の香港現法1社に限り、最初の200万香港ドルまでの課税所得に対する適用税率が8.25%まで引き下げられ、続けて当該金額以上の課税所得については16.5%の税率が適用されている。法人形態ではないパートナーシップや個人事業主は、これに呼応して7.5%および15%の二層制が採用されている。

### 3-4. 申告期限

#### (1) 会社設立初年度の場合

税務申告書は税務当局から発行され、発行日から3ヶ月以内が申告期限となる。しかし、この税務申告書の発行日は一定ではない。一般には、設立日後おおよそ15~18ヶ月後に発行されることが多い。

#### (2) 2年目以降の場合

原則は、税務申告書の発行日から1ヶ月以内が申告期限となる。通常は4月1日に発行されるため、毎年4月30日が申告期限になる。

ただし、税務代理人を選任している場合には、税務代理人から延長申請を行うことを条件に、以下の期限まで延長できる。通常1ヶ月以内に申告を行うことは物理的に不可能なため、実体は税務代理人に依頼せざるを得ない。なお、この延長期限は毎年見直されるため、若干変更される場合がある。

決算月	延長可能期限
12月決算	翌年7月31日(注)
1月~3月決算(黒字の場合)	同年11月15日
1月~3月決算(赤字の場合)	翌年1月31日
4月~11月決算	翌年4月30日(延長不可)

(注) 12月決算の会社が比較的多く、例年8月中旬まで延長されている。

#### (3) 前期赤字の場合

前年赤字の場合には、税務当局から税務申告を猶予する旨の通知が届くことがある。この場合、翌年以降税務当局から税務申告書が発行されないため、事実上申告期限は存在しない。ただし、無条件で猶予されるわけではなく、以下の点につき留意が必要である。

- ・ 黒字になることが見込まれる場合には、決算期の終了日から4ヶ月以内に、税務当局

に対してその旨の通知をすることが義務付けられており、違反した場合は罰金対象となる。

- ・ 黒字になり税務申告義務が生じる場合、税務申告を行っていない期の税務申告書を作成する必要がある。

つまり、税務当局は、赤字会社から税金を徴収できないことから、黒字になった時点までは税務申告をしなくても構わないとの趣旨である。従って、赤字会社は、黒字になった年度に、繰越欠損金を確定するためにも、過去の期に遡って税務申告書を作成しなければならない。税務当局は、将来黒字が見込まれる会社に税務申告作業を猶予しているに過ぎない。

### 3-5. 納税方法および期限

香港は予定納税制度を採用していることと、その支払は二回に分割されるケースが多いことから、納税通知書を一見しただけでは計算方法が分かりづらいため、以下の例をもとに説明する。

(例) 前期確定税額 200、当期確定税額 250 の場合

#### (1) 当期納付総額の計算

当期確定税額のうち 200 が前期のうちに予定納税済。従って、当期確定税額のうち、当期に支払う税額は、 $250 - 200 = 50$  となる。また、予定納税額は当期の確定税額である 250 の同額となる。従って、 $50 + 250 = 300$  が当期納付総額となる。

#### (2) 第一回納付金額と支払日

一般的に納税通知書は申告書を提出してから 3~6 ヶ月程度で発行される。その納税通知書に申告期限と申告金額が記載されているが、通常第一回納付金額は当年度確定金額 + 予定納付額  $\times 75\%$  で、納付期限は納税通知書日から 1~2 ヶ月後となっていることが多い。この例の場合、第一回納付金額は、 $50 + 200 \times 75\% = 200$  と計算される。

#### (3) 第二回納付金額と支払日

第二回納付金額は、第一回納付金額の残額であることから予定納付額の 25% であり、またその納付期限は第一回納付期限から 3 ヶ月後となっていることが多い。

### 3-6. 税制上の優遇措置

先述したとおり、大きな税制改正などはそれほど行われていなかったが、会社条例が刷新されたことにとともない、裁判所の認可を要しない合併が可能となり、合併に係る税務が明確化するなど、税務条例改正の動きもまた活発化した。税制適格コーポレート・トレジャリー・センター (Corporate Treasury Centre : CTC) に対する優遇税制が、2016 年 4 月 1 日以降に開始する決算期から適用が可能となっており、一定の要件を満たす場合、香港現地法人の香港外グループ会社に対する金融財務活動から生じる所得全額に対し、優遇税率 (8.25%) が適用される。続けて、2017

年4月1日以降に認識される収益に対し、税制適格航空機リース事業に対する優遇税制（Aircraft Leasing Tax Concessions：ALTC）が適用可能となった。また、香港外の航空会社が航空機をリース・管理して稼得する所得全額に対し、優遇税率（8.25%）が適用される。これらを皮切りに、近年投資ファンドや海運業、キャプティブおよびファミリーオフィスなどへの税制上の数多くの優遇措置が施行されている。

### 3-7. 税制適格 CTC（コーポレート・トレジャリー・センター）に対する優遇税制

適格要件に合致する CTC、いわゆる税制適格 CTC に対し、①海外の関連会社からの借入金に対する支払利息の損金算入を認めつつ、②海外の関連会社への貸付金から発生する受取利息など、金融財務活動から発生する課税所得全額に対し、利得税（事業所得税）率が 16.5%の半分となる 8.25%に軽減された。

#### (1) 対象となる企業

税制適格 CTC の対象となる企業の区分は、取締役会などの経営実態を含む、実質的な事業活動が香港で行われている企業であり、金融機関を除く以下の 3 区分のうちのいずれかとなる（適格要件）。

- ・ 各税年度ベースで、香港において企業財務活動のみに従事する企業
- ・ セーフ・ハーバー・ルールを満たす企業
- ・ 香港税務局局長の裁量による承認を得た企業

#### (2) 企業財務活動（コーポレート・トレジャリー・アクティビティ）

税制適格 CTC の適格要件のうち、企業財務活動の内容は以下のとおりである。

- ・ 香港外の関連会社に対する資金の融資
- ・ 香港外の関連会社に対する金利、為替、流動性、信用、コモディティ、並びにその他財務リスクを勘案した現金収支予算策定および集約や分配、第三者への決済業務や金融機関からの資金調達を含む資金繰りの流動性の管理業務を指す「コーポレート・トレジャリー・サービス」
- ・ 香港外の関連会社の事業に係る CTC 自身が従事する差金決済、外国為替、為替予約または先物、またはスワップもしくはオプション取引を含む金融商品への投資や関連会社に対するファクタリングあるいはフォーフェイティング取引を指す「コーポレート・トレジャリー・トランザクション」

#### (3) セーフ・ハーバー・ルール

税制適格 CTC の適格要件のうち、セーフ・ハーバー・ルールの内容は以下のとおりである。

基準内容	単年度要件	複数年度要件（注）
------	-------	-----------

所得要件	対象企業の企業財務活動に係る利益の割合が総利益の75%以上であること	対象企業の直近3年間連続で見たときの企業財務活動に係る利益の割合が総利益に対し各年度平均で75%以上であること
資産要件	対象企業の企業財務活動に係る資産の割合が総資産の75%以上であること	対象企業の直近3年間連続で見たときの企業財務活動に係る資産の割合が総資産に対し各年度平均で75%以上であること

(注) 個々の状況に応じて2年間許容される可能性ある。

#### (4) その他要件

香港税務局への税制適格CTC申請を実施し、当局長の裁量による承認を得られた場合も、税制適格CTCとして運営が可能となるが、上述(1)～(3)の3区分各々に対し、香港内で事業活動する大元の貸し手の受取利息に香港の実効税率以上で課税される、および香港の税務上の繰越損失を恣意的に利用するものでないこと、なども基準要件となる。

さらに、企業財務活動に関する詳細な通達である、香港税務局解釈実務指針(Departmental Interpretation and Practice Notes: DIPN)第52号「企業財務活動に対する課税制度」が、2016年9月9日に公布されており、活動詳細の定義や例示などを確認できる。

### 3-8. 税制適格ALTC(航空機リース事業に対する優遇税制)

特定の適格要件を満たす税制適格航空機リース事業者(Qualifying Aircraft Lessors: QALs)が、香港外(オフショア)に所在する航空会社に航空機をリースして収入を得る場合、当該航空機に係る減価償却費は税務上認められない。しかし、その他関連経費を差し引いた課税標準額の20%をみなし課税所得とし、QALsおよび税制適格航空機リース管理事業者(Qualifying Aircraft Leasing Managers: QALMs)が稼得する課税所得に対しては、利得税(事業所得税)率(16.5%)が8.25%に軽減される。

#### (1) 対象となる企業

旅客運輸や貨物運輸事業に従事する航空会社を除く以下のいずれかがQALsおよびQALMsとなる(適格要件)。

- ・ 各税年度ベースで、香港において一定の「共通要件」を満たし、税制適格航空機リース事業関連活動もしくは税制適格航空機リース管理事業関連活動のみに従事する企業
- ・ セーフ・ハーバー・ルールを満たす企業
- ・ 香港税務局局長の裁量による承認を得た企業

#### (2) QALsおよびQALMsの共通要件と基礎要件

QALsおよびQALMsの対象企業と見なされるための共通要件は以下のとおりである。

- ・ 対象企業の中核となる経営管理および統制が香港内で実体をともなって行使されていること

- ・ 関連する課税所得の稼得活動が香港内ですべて実施されていること
- ・ 当該稼得活動が対象企業の香港外の恒久的施設によって実施されていないこと

QALs および QALMs の対象企業と見なされるための基礎要件は以下のとおりである。

- ・ 航空機オペレーター（航空会社自体）ではないこと
- ・ 提供する（もしくは別法人より提供されている）リースは、ドライリース（1年以上の航空機リースであり、航空機リース以外の従業員の派遣やメンテナンス業務などのサービスは一切しない形態）、またはドライリースの下での管理業務であること
- ・ 提供する（もしくは別法人より提供されている）リースは、所有権が貸手から借手に移転する可能性があるファイナンスリースではないこと

### (3) QALs の税制適格航空機リース事業関連活動要件

QALs の対象企業と見なされるための税制適格航空機リース事業関連活動要件は以下のとおりである。

- ・ 対象企業が従事する通常の香港内の営業活動において税制適格航空機リース事業が実施されていること
- ・ リースされる航空機は対象企業が所有し、別の航空会社にリースされていること
- ・ 香港内で税制適格航空機リース事業以外の業務に従事していないこと

### (4) QALMs の税制適格航空機リース管理事業関連活動要件

QALMs の対象企業と見なされるための税制適格航空機リース管理事業関連活動要件は以下のとおりである。

- ・ 対象企業が従事する通常の香港内での営業活動において、対象企業もしくはその関連企業が100%出資する航空機の保有を目的とする特定目的会社（Special Purpose Company：SPC）の設立または管理業務、航空機の調達もしくは所有権を取得するための資金提供、財務上もしくは業務上の義務履行に係る保証提供およびその管理業務、航空機の運用、メンテナンス、修繕、保険、保管、廃棄もしくは改良の手配や航空機、航空会社施設、航空機メンテナンス設備の評価、査定、提供もしくは検査の手配、航空業界および航空機市場の動向に係る査定の手配、オペレーティングリース取引のマーケティング活動を含む、税制適格航空機リース管理事業が実施されること
- ・ リースされる航空機は別法人（QALs や SPC である QALs を含む）が所有し、別の航空会社にリースされること
- ・ 原則として、香港内で1つ以上の税制適格航空機リース管理事業にのみ従事していること

### (5) セーフ・ハーバー・ルール

QALMs の適格要件のうち、セーフ・ハーバー・ルールの内容は以下のとおりである。

基準内容	単年度要件	複数年度要件（注）
所得要件	対象企業の税制適格航空機リース管理事業関連活動に係る利益の割合が総利益の75%以上であること	対象企業の直近3年間連続で見たときの税制適格航空機リース管理事業関連活動に係る利益の割合が総利益に対し各年度平均で75%以上であること
資産要件	対象企業の税制適格航空機リース管理事業関連活動に係る資産の割合が総資産の75%以上であること	対象企業の直近3年間連続で見たときの税制適格航空機リース管理事業関連活動に係る資産の割合が総資産に対し各年度平均で75%以上であること

（注）個々の状況に応じて2年間許容される可能性がある。

## （6） QALs の優遇税率適用時の選択肢

QALs の優遇税率適用時の選択肢拡大の内容は以下のとおりである。

選択可否（注）	スキーム内容
香港内の航空会社にのみリースしている場合に選択可能	スキーム A - 減価償却費の損金算入可 - 課税標準額の100%を通常の課税所得 - 利得税（法人所得税）率は通常税率16.5%
香港内および香港外の航空会社にリースしている場合に選択可能	スキーム B - 減価償却費の損金算入不可 - 課税標準額の20%をみなし課税所得 - 利得税（法人所得税）率が半減の8.25%

（注）ただし、一度選択したスキームを将来に変更することは原則不可。

## （7） その他の要件

香港税務局へ税制適格 ALTC を申請し、当局長の裁量による承認を得られた場合も、ALTC を享受することが可能となる。1つの取引が継続中にも関わらず、香港外の航空会社にサブリースされた航空機の場合、恣意的な租税回避の有無を含め税務局局長が当該手配の状況および目的のすべてを勘案し、当該リース取引から発生する収入全額を個々の取引に厳密に割当てなければならないなど、確認事項や要件などが複雑である。そのため、要件については、2017年10月27日に公布された航空機リース活動に関する詳細な通達である、香港税務局解釈実務指針（Departmental Interpretation and Practice Notes: DIPN）第54号「航空機リース活動に対する課税制度」に記載されており、以降更新されている。

さらに、対象となる航空機を売却する直前に、当該航空機を使用した税制適格航空機リース事業が3年以上継続し、かつ当該リース事業に従事していた期間中、当該リース事業の収入の課税所得に8.25%の軽減税率が適用されていた場合、当該航空機売却時の売却益



は、キャピタルゲイン非課税として扱われることが明確に税務条例第14H条第(8)項に規定されている。

## 給与所得税

### 4-1. 納税義務者

内国歳入法により、給与所得税の納税義務者は、その課税年度において香港源泉の雇用、役職または年金に基づく所得がある者とされている。なお、課税年度は、4月1日から始まる12ヶ月間とされている。

### 4-2. 香港源泉の判定

#### (1) 雇用所得

雇用所得の源泉地は、以下の3要件により判定され、要件を満たせば原則香港源泉とみなされる。

- ① 雇用契約の締結地が香港である
- ② 雇用主の住所が香港である
- ③ 給料の支払地が香港である

#### (2) 意図的に要件外しをしている場合

実質判断をされて、香港源泉とみなされる可能性がある。

#### (3) 役務が全て香港外で提供されている場合

香港源泉とはみなされない。

#### (4) 雇用契約の源泉地が香港外であって、香港滞在日数が60日超の場合

香港源泉分は、滞在日数基準にて按分計算される。

#### (5) 雇用契約の源泉地が香港外であって、香港滞在日数が60日以下の場合

短期滞在者として、香港源泉とみなされない。

#### (6) 役員報酬所得

香港の会社から支給される役員報酬であれば、香港源泉とみなされる。

#### (7) 年金所得

香港で運営・管理されている年金所得であれば、香港源泉とみなされる。

### 4-3. 課税所得の計算

まず、香港源泉の雇用所得、役員報酬所得または年金所得のうち、課税対象となる所得（課税所得）を計算する。

給与所得項目	課税所得とされる金額	留意点
賃金給料	全額	
有給休暇手当	全額	
役員報酬	全額	
手数料収入(コミッション)	全額	
賞与	全額	計算期間が香港での役務提供に該当する場合、課税対象となる。
チップおよび臨時収入	全額	
その他手当		
・会社負担の家賃	総給与所得の 10%	政府当局が発行する住居の不動産価値の方が低い場合、そちらを適用することができるが、実務的でない。
・会社負担の社会保険料	全額	香港会社の負担となる場合、法定福利費には該当しない。
・個人負担の社会保険料	全額	MPF とは異なり、他国の社会保険料は香港では控除できない。
・留守宅手当(日本給与)	全額	
・赴任手当 (海外引越し目的)	ゼロ	赴任手当は、赴任するのに必要と考えられる相当分についてはゼロ、超過する場合は、超過額が課税対象となる。
解雇補償金と長期服務金	ゼロ	
退職金(上記項目以外)	全額	
年金(受領時)	全額	MPF 個人拠出時は控除できる。
ストックオプション	全額	権利行使時点の公正価値で課税対象となる。
会社負担の個人所得税	全額	会社が個人の個人所得税を負担した場合は、賃金給料とみなされる。
会社負担の子供教育費	全額	判例で子供の教育費は親が負担すべきとなっている。
会社負担の帰省旅費	全額	現在は福利厚生とは認められない。

#### 4-4. 純課税所得の計算

純課税所得 = 課税所得 - 寄付金控除 - 人的控除 - 所得控除

##### (1) 寄付金控除

認定寄付先に対する寄付金は課税所得から控除できる。要件は以下のとおり。

- ・100 香港ドル以上で、かつ認定慈善団体発行の領収書があること。
- ・課税所得から所定の費用控除後の金額の 35% 以下であること。

##### (2) 人的控除

人的控除の種類と控除額は下表のとおりである。なお、控除額は 2023/24 年度と 2024/25 年度予算暫定案の金額を表示している。

項目	控除額 (23/24 年度)	暫定案 (24/25 年度)	留意点
人的控除項目			
基礎控除	13 万 2,000 香港ドル	13 万 2,000 香港ドル	
配偶者控除	13 万 2,000 香港ドル	13 万 2,000 香港ドル	配偶者が申告しない場合。別居していても扶養していれば適用可。
子供扶養控除	13 万香港ドル/1 人	13 万香港ドル/1 人	18 歳以下の子供で 9 人まで。ただし、25 歳以下の学生と障害者は控除可。
子供誕生控除	13 万香港ドル/1 人	13 万香港ドル/1 人	子供が生まれた年のみ。
兄弟扶養控除	3 万 7,500 香港ドル/1 人	3 万 7,500 香港ドル/1 人	1 年を通して扶養している場合に適用可。
父母・祖父母扶養控除 (60 歳以上)	5 万香港ドル/1 人	5 万香港ドル/1 人	1 年のうち 6 ヶ月間を通して扶養している場合に適用可。
父母・祖父母扶養控除	2 万 5,000 香港ドル/1 人	2 万 5,000 香港ドル/1 人	1 年のうち 6 ヶ月間を通して扶養

(55歳以上 60歳未満)			している場合に適用可。
付加父母扶養控除 (60歳以上)	5万香港ドル/1人	5万香港ドル/1人	完全に同居の場合、上述の扶養控除に更に加算。
付加父母扶養控除 (55歳以上 60歳未満)	2万5,000香港ドル/1人	2万5,000香港ドル/1人	完全に同居の場合、上述の扶養控除に更に加算。
寡婦(夫)控除	13万2,000香港ドル	13万2,000香港ドル	1人目の子供を扶養している場合に適用可。
障害者扶養控除	7万5,000香港ドル	7万5,000香港ドル	香港政府認定の障害者を扶養している場合に適用可。
自己障害者控除	7万5,000香港ドル	7万5,000香港ドル	納税者自身が香港政府認定の障害者である場合に適用可。
所得控除項目 (限度額)			
業務上必要な自己学習費用控除	10万香港ドル	10万香港ドル	
住宅借入金利息控除	10万香港ドル	10万香港ドル	2024/25年度より、2023年10月25日以降に生まれた子女と同居かつ扶養する場合、子女が18歳になるまで12万香港ドル控除可。
MPF 自己負担分控除	1万8,000香港ドル	1万8,000香港ドル	
介護老人福祉施設控除	10万香港ドル	10万香港ドル	
繰延(据置)年金ま	6万香港ドル	6万香港ドル	

たはMPF任意負担 控除			
住宅家賃控除額 (住宅不動産の所 有がないことなど が条件)	10万香港ドル	10万香港ドル	2024/25年度よ り、2023年10 月25日以降に生 まれた子女と同 居かつ扶養する 場合、子女が18 歳になるまで12 万香港ドル控除 可。

#### 4-5. 税率

標準税率方式と累進課税方式の2とおりで計算した金額のうち、いずれか低い金額が最終税額となる。

なお、標準税率方式では所得控除後の課税所得を用いるのに対し、累進課税方式では人的控除および所得控除後の純課税所得を用いることに留意が必要である。従って、人的控除と累進課税のメリットを享受できる分、よほど課税所得が高くない限り、累進課税方式が有利である。

##### (1) 標準税率方式

2023/24年度税額 = 課税所得 × 15% (2024/25年度の税率は、500万香港ドル以下の課税所得に対し15%、続けて500万香港ドルを超える課税所得に対し16%となる予定)

##### (2) 累進課税方式 (2023/24年度現行と2024/25年度予算暫定案で変更なし)

2017/18年度		2018/19-2023/24年度 (注)	
純課税所得金額	累進税率	純課税所得金額	累進税率
~HK\$45,000	2%	~HK\$50,000	2%
HK\$45,001~HK\$90,000	7%	HK\$50,001~HK\$100,000	6%
HK\$90,001~HK\$135,000	12%	HK\$100,001~HK\$150,000	10%
		HK\$150,001~HK\$200,000	14%
HK\$135,001~	17%	HK\$200,001~	17%

(注) 2024年2月28日に公示された政府予算案より、2023/2024年度は、3,000香港ドルを上限として、最終税額の75%の税額控除が適用される予定 (2022/23年度では6,000香港ドルを上限とする同条件の税額控除があった)。

#### 4-6. 申告期限

毎年4月初旬に香港税務局から、雇用主（会社）宛に雇用主支払報酬申告書（Employers' Return, Form B.I.R.56A & I.R.56B）が発行される。雇用主は、申告書に税年度期間（前年度4月～今年度3月）内に支給した給与手当を、従業員各個人別に記載し、発行から1ヶ月以内に税務当局に提出する必要がある。

香港で従業員を雇用した場合、雇用開始後3ヶ月以内に会社は、雇用開始通知書（Form IR56E）を税務当局に提出する義務がある。この通知書が適切に提出されていれば、給与所得のある個人のもとへ、毎年5月上旬に個人所得申告書（Tax Return – Individuals, Form B.I.R.60）が送付されてくる。これもまた、申告期限が申告書日付から1ヶ月以内となっているため、原則5月末までに記入を行い、本人が署名を行った上で提出しなければならない。

#### 4-7. 納税方法および納付期限

事業所得税とほぼ同様の運用のため、上述の「3. 事業所得税」を参照していただきたい。給与所得税は、原則申告期限が統一されているため、第一回納付期限は翌年の1月上旬、第二回納付期限は翌年の4月上旬となっていることが多い。

## オフショア所得

### 5-1. オフショア所得とは

香港内源泉所得（＝オンショア所得）のみを課税対象とするため、香港外で得た所得（＝オフショア所得）は、課税対象所得の種類に対する要件を満たす場合、原則として非課税扱いになる。これをオフショア所得非課税という。香港側があらかじめ課税を放棄することによって、香港と香港外の国・地域の両方から二重に課税される可能性を防いでいる。これはいわゆるタックスヘイブン（租税回避）と呼ばれる国・地域の税制に見られる一つの特徴でもある。

### 5-2. 基本的な考え方

オフショア所得と認定されると非課税になるため、オンショア所得とオフショア所得の違いは非常に大きい。しかしながら、現実にはその所得の源泉地がどこになるかについてはグレーな部分が存在する上に、法律上で細かい点まで区分されているわけではないため、これまででも多くの税務訴訟が争われてきた。

現在では、過去の判例の積み重ねにより、税務当局の通達ベースとして香港税務局解釈実務指針（Departmental Interpretation and Practice Notes：DIPN）第21号が公表されており、おおよそ以下のような原則により運用されている。

1. 所得はどのような活動によってもたらされたものなのか、そしてその所得獲得活動がどの場所で行われたかを分析する。これまでの積み重ねで参考にすべき案件はあっても、あくまで個別案件ごとに分析を行い、その結果導き出された所得獲得活動の場所により所得の源泉地を決定することが原則となっている。
2. 所得の源泉は個々の取引ごとに、その粗利益の発生の源泉で決定される。
3. ある取引について所得の源泉が2カ所以上の場所にあると判断される場合には、所得は貢献度合いの比率により各源泉地に按分される。
4. 日常の経営管理業務の行う場所は、所得の源泉地とは直接関係は無い。
5. 香港外での恒久的施設（Permanent Establishment: PE）の有無は、所得の源泉地とは直接関係は無い。

### 5-3. 具体的な判断基準

#### (1) 卸売業

所得の源泉地は、仕入および販売契約が実質的に行われた場所により判断される。「実質的に」とされているのは、単に契約書の締結地のみで判断されるわけではなく、実質的な交渉の過程やその他諸々の営業活動も考慮に含まれる、ということの意味している。

具体的には、仕入と売上に関する交渉、契約、その入在庫管理の全てが香港外で行われている場合にのみ、オフショア所得と認定され、そのうちひとつでも香港内で行われると、その取引に関する販売利益は全てオンショア所得とみなされる可能性があることに留意が



必要である。つまり、オフショア所得で申告をしている会社が1件でも香港内で仕入もしくは販売をしてしまうと、オフショア所得分も含め、すべて課税対象となる可能性が出てくる。

従って、現実的には、インボイスだけ香港法人を通してのペーパーカンパニーのような会社にのみオフショア所得が認められると考えておくべきである。

## (2) 製造業

所得の源泉地は、生産活動にあるとみなされるため、基本的には製造場所により判断される。つまり、製造場所が香港にあれば、販売先が全て香港外でもオフショア所得とはみなされない。製造場所が香港外であれば、販売先は全て香港でもオフショア所得とみなされる。ただし、製造業といっても必ず販売活動も含むことから、その販売部分の重要性によっては販売部分のオフショア所得は認められない可能性がある。

この典型例が来料加工形態である。来料加工形態は、中国で製造を行うものの仕入や売上および法人としての管理は香港で行われる。このような形態をそれぞれ原則に戻って判断するのは非常に煩雑な作業であることから、一律に所得の50%をオフショア所得とすることが認められている。

なお、進料加工形態の場合、当該50%をオフショア所得とする概念は認められない点には留意すべきである。

## (3) 役務提供所得

所得の源泉地は、役務の提供された場所により判断される。ただし、香港法人の役員報酬については、役員としての役務の提供地は香港であるとみなされるため、オフショア所得とは認められない。

## (4) 不動産所得

所得の源泉地は、不動産の所在地により判断される。

### 5-4. 申告方法

オフショア所得は、税務申告時にオフショア申告申請書を提出する必要がある。通常この申請書は速やかに受理されるため、申請時点では特に難しいところはない。

しかし、これまで述べてきたとおり、オフショア申請するとその部分は非課税となるため、当然税務当局は重点調査対象としている。つまり、オフショア申請から数年内には必ず税務当局から質問書が届くものと考えてよい。そしてこの質問書の中で、さまざまな資料の提出が要求されることが一般的であることから、あらかじめ社内でオフショア所得であることの立証資料を整えておく事務能力がないようでは、事後にトラブルが生じる可能性が高いとあらかじめ考慮しておくべきである。従って、オフショア申請を行う場合には、初期段階で実績のある会計事務所に相談することをお勧めする。

## 新たなオフショア受動的所得非課税制度

### 6-1. 特定のオフショア受動的所得とは

2023年1月1日に施行され、2024年1月1日に一部改訂が加わった新たなオフショア受動的所得非課税制度により、特定のオフショア受動的所得に対する非課税制度の要件が大幅に変更された。

#### (1) 対象となる所得

特定のオフショア受動的所得とは、以下の日付以降に香港外の区域で発生した、または香港外の区域から派生した以下の所得のいずれかを指す。

- ・ 2023年1月1日 – 利子収入、配当、IP収入並びに株式持分の売却から生じる処分益
- ・ 2024年1月1日 – 株式持分の売却から生じる処分益を除く処分益

処分益とは以下を指す

- ・ IP処分益＝知的財産権の売却から稼得される収益もしくは利益
- ・ 非IP処分益＝資産の売却から稼得される収益もしくは利益だが、IP処分益を含まない。すなわち、非IP処分益には、株式持分処分益も含まれる。

ただし、保険会社や銀行、証券会社などの規制対象の金融事業体や、その他の税制の優遇措置を享受している事業体に発生する利子収入、配当または非IP処分益は含まれない。

#### (2) 非課税対象となる例外要件

多国籍企業グループの事業体が、特定の種類の所得に関し例外要件を満たしている場合、香港で受け取った特定のオフショア受動的所得は課税されない。関連する例外要件は以下のとおりである

例外要件	特定のオフショア受動的所得					
	利子収入	配当	処分益			一般IP収入（ロイヤリティ）
			非IP資産		IP資産	
			株式持分	その他		
経済的実体要件	✓	✓	✓	✓		
ネクサス要件					✓	✓
資本参加免税要件		✓	✓			

#### (3) 経済的実体要件

多国籍企業グループの事業体が、香港内で受領するオフショア利子収入、配当もしくは

非 IP 処分益は、その所得が発生する査定年度の経済的実体要件が満たされている場合、引き続き法人利得税が免除される。

<p>経済的実体要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多国籍企業グループの事業体が取得、保有または処分する資産に関して必要な戦略的決定を行い、その資産に関する主要なリスクを管理し引き受けることを主とした実質的な経済活動（注）を行っており、これを遂行するに当たり、             <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 必要な資格を持つ十分な数の従業員を香港で雇用し、かつ十分な金額の運営費を香港で負担していること。</li> </ul> </li>   <li>・ 事業の形態は業界によって異なるため、経済的実体要件の最小しきい値を設定することは実行可能でも適切でもないため、ケースバイケースで独自の事実および状況に基づいて検討され、勘案される要素に以下の項目がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 関連する活動の性質を考慮し必要とされる平均従業員数、すなわち資本集約型産業か労働集約型産業か</li> <li>▪ 従業員がフルタイムもしくはパートタイムのどちらで雇用されているか</li> <li>▪ 従業員の資格が関連する活動の性質に関連しているかどうか</li> <li>▪ 納税者の経営管理および事務管理の量的および質的側面</li> <li>▪ 事務所施設が関連する活動を行うために使用されているかどうか、および当該施設がそのような活動に適しているかどうかなど</li> </ul> </li>   <li>・ 経済的実体要件を満たす目的で、一定の条件を満たす場合、上述の実質的な経済活動を外部委託先の事業体にアウトソーシングすることが可能とされている。</li> </ul>
----------------	---

（注）純粋持株事業体に該当する場合は、上述の要件のうち一部が緩和される。

#### （4） ネクサス要件

ネクサスアプローチでは、知的財産権（IP 資産）を開発するために、多国籍グループの事業体が負担した研究開発費の総支出に対する適格支出の割合として定義されるネクサス比率に基づいて、適格な IP 資産からの収入のみが、ネクサス要件の対象となる。

なお、対象となる IP 資産は、香港内外で法的に登録されている特許およびソフトウェアに存在する著作権とされており、これとは別の著作権や商標権などは、当該制度の範疇外となる。

ネクサス比率は、以下の算式に従って計算され、100%を上限としている。

ネクサス比率 =	$QE \times 130\%$
	$QE + NE$ (注)

(注) QE は適格 IP 収入が関連する適格 IP 資産に関して発生した適格支出を指し、NE は同じ適格 IP 資産に関して発生した非適格な支出を意味する。

例外部分は、多国籍グループの事業体が受け取った適格 IP 収入の例外部分を計算するために使用される。これは以下の算式に従って決定される。

例外部分 =	$I \times F$ (注)
--------	------------------

(注) I は適格 IP 収入を指し、F は適格 IP 収入に適用されるネクサス比率を意味する。

対象となる所得に関連する適格 IP 資産に関するネクサス比率を確認する目的で、研究開発費（設備投資を含む）は以下のように分類される。

研究開発費	QE (注)	NE (注)
実施された研究開発活動		
▪ 多国籍グループの事業体による	✓	
▪ 非関連者による	✓	
▪ 香港居住者である関連者による		
- 香港内で	✓	
- 香港外で		✓
▪ 香港非居住者である関連者による		✓

(注) QE は、利子、如何なる土地や建物の購入、改装、追加または拡張並びに IP 資産の取得に対する支出は含まず、NE は、利子、如何なる土地や建物の購入、改装、追加または拡張に対する支出は含まない。

## (5) 資本参加免税要件

資本参加免税要件は、香港で外国源泉の配当または株式持分処分益を受け取った多国籍企業グループの事業体が免税を申請することを容易にするために、経済的実体要件に代わるものである。

資本参加免税要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 多国籍企業グループの事業体             <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港居住者または香港非居住者である場合、外国源泉の配当もしくは株式持分処分益が帰属する恒久的施設を香港に有していること。</li> <li>▪ 外国源泉の配当もしくは株式持分処分益が発生する直前の12ヶ月以上の期間、当該投資先企業の株式持分の5%以上を継続的に保有していること。</li> </ul> </li> <li>▪ 以下の濫用防止規則が設けられている。</li> </ul>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 対象となる所得に対し、その投資先企業が存在する税管轄区域において、香港の事業所得税と同等の租税が実際に源泉課税され、かつ当該税管轄区域の法定税率が 15%以上である場合に当該要件を満たすが、源泉課税される税率が 15%未満で優遇されていても当該要件を満たす（スイッチオーバールール）。</li><li>■ 対象となる所得が配当であり、香港以外の税管轄区域における配当の基礎となる利益が課税される場合、投資先企業の税額を計算する際に配当が控除できる範囲では、当該要件を満たさない（アンチハイブリッドミスマッチルール）。</li><li>■ 対象となる所得に関連する取り決めに締結する主たる目的、または主たる目的の 1 つが、事業所得税の納付義務に係る税制上の優遇措置を取得することである場合、当該要件を満たさない（主要目的ルール）。</li></ul>
--	---

#### (6) 二重課税の軽減措置

関連当事者間の資産移転から生じる税金を繰り延べるため、グループ内譲渡益課税繰延軽減条項が設けられている。また、特定のオフショア受動的所得に対する非課税制度の要件を満たさず課税対象となる場合、その投資先企業が存在する税管轄区域において香港の事業所得税と同などの租税が源泉課税されている範疇で、当該税管轄区域との租税協定の有無にかかわらず、外国税額控除を取ることが可能とされている。

## 租税条約

7-1. 香港での租税協定の進展

2-1 (3) で述べたとおり、香港はオフショア所得非課税方式を採用しているため、二重課税が生じる可能性が比較的少なく、現実にはそのことがビジネスの妨げになるというケースは少ないようであるが、国際特別行政区を目指すべく、現在多数の租税協定に係る進展がある。

7-2. 香港と他国との租税協定

2024年3月末現在、日本や中国を含む49カ国と租税条約を締結(うち3カ国は未発効の状態)している。日本と中国の間では租税条約はあくまで日本と中国間のみ適用で、この租税条約は香港には適用されず、2010年11月9日に日本と香港間で調印された租税協定が2012年4月1日に発効した。

## (1) 日本と香港間の租税協定

まず、配当・利子・ロイヤリティなどの使用料・その他投資に係る所得について、投資先(源泉地国)での課税に一定の制限税率が設けられている。

所得の種類	制限税率	摘要
配当	5～10%	受益者が、配当の権利確定日以前の6ヶ月間、該当する法人の議決権付き株式の10%以上を直接または間接的に所有する場合に5%、その他の場合は10%が適用される。ただし、香港側に源泉課税はなく、制限税率の適用を受けないと考えられる。
利子	0～10%	受益者が政府関連機関である場合、または受益者の居住地側の政府機関に保証された債権に支払われる場合に免税、その他の場合は10%が適用される。
使用料	5%	すべての使用料について適用されるため、日本側での源泉税率が相当有利となる。2024年3月現在、一定の条件のもと、香港側のロイヤリティの源泉税率が4.95%となっており、制限税率の適用を受けないと考えられる。
キャピタルゲイン	各国の法人税率	一定条件のもと、不動産、資産に占める不動産の割合が50%以上である法人に係る株式、所有期間が5年未満の破綻金融機関株式などを除き、居住

		地国のみで課税される。
--	--	-------------

しかしながら、これらの制限税率は全ての項目で現状の香港税務条例上の税率を超えているため、日本から香港への投資に係る所得については、引き続き香港税務条例に従う形で特段齟齬は発生しない。香港から日本への投資に係る所得については、非常に恩恵が大きい。

相互協議手続の項目が設けられており、二重課税が生じた場合、その課税の通知から3年以内に限り、居住地国・地域の税務当局へ異議申し立てをすることが可能である。両国間が合意に達しない場合でも、仲裁による救済の可能性もあるため、二重課税のリスクは軽減される。

短期滞在者の所得税免税規定について、香港税務条例上は60日を超えて香港に滞在することで、短期滞在者でないと判断されるが、この規定により183日ルールが適用されるようになる。期間延長によって短期滞在者の税務処理の煩雑性が軽減され、さらなる人材交流を促すものである。

## (2) 中国と香港間の租税協定

配当・利子・ロイヤリティなどの使用料・その他投資に係る所得について、投資先（源泉地国）での課税に一定の制限税率が設けられている点は、(1)と同じで、経済環境が異なることにより、条件その他にも異なる点がある。

所得の種類	制限税率	摘要
配当	5～10%	中国内外商投資企業(外国投資者25%以上の持分)からの配当の場合に5%、その他の場合は10%が適用される。ただし、香港側では源泉課税はなく、制限税率の適用を受けないと考えられる。
利子	7%	受益者が政府関連機関である場合、または受益者の居住地側の政府機関に保証された債権に支払われる場合に免税、その他の場合は7%が適用される。
使用料	7%	すべての使用料について適用。ただし、2024年3月現在、一定の条件のもと、香港側でのロイヤリティの源泉税率が4.95%となっており、制限税率の適用を受けないと考えられる。
キャピタルゲイン	0～10%	資産に占める不動産の割合が直接的もしくは間接的に50%以上である法人に係る株式、中国企業全株式の25%以上を直接的もしくは間接的に所有している場合などを除き、居住地国のみで課税。

また、相互協議手続にも項目が設けられており、二重課税のリスクは軽減されている。

所得税については、外国税額控除が認められているため、源泉地が両側にあると見なされた場合も、救済を受ける余地があると考えられる。所得税以外の諸税については、香港側で香港源泉利益と関連することを条件として、経費算入が可能である。

短期滞在者の所得税免税規定は、183日ルールが適用されるが、当該年度を区切らず、当該課税年度の何れの日から開始もしくは終了する12ヶ月間を通じて、183日を超えないこと、となっているので、他国間でのそれとは条件が異なるケースがある点に留意が必要である。

また、中国側は香港居住者に対し、中国居住者から給与手当が支払われている限り、課税権を放棄していないので、留意が必要である。



## 移転価格税制

### 8-1. 香港における移転価格税制

香港において、クロスボーダー業務の増加、とりわけ中国本土を絡めたクロスボーダー業務の増加に伴い、二重課税問題の中で移転価格調整から生じる問題に対処するための方法が求められていた。2009年4月30日に、香港税務局は、DPN第45号「移転価格もしくは利益再配分調整による二重課税の排除」を公表した。2009年7月24日の香港終審法院における Ngai Lik Electronics Co. Ltd.の上訴上告事案にて、香港税務局が敗訴したことをきっかけとして、さらに移転価格税制に関する詳細な通達である、DIPN第46号「移転価格ガイドライン – 算定方法および関連諸問題」が2009年12月4日に公布された。

移転価格税制は、海外関連者への不当な低廉販売、もしくは海外関連者からの不当な高価買入れがあった場合、当該取引が通常価格（第三者間もしくは独立企業間価格）で行われた場合と比べて、少なくなってしまった利益を「認定利益」として追徴課税する、というもので、香港のそれも同様である。

基本的に税務当局を含む香港政府は、イギリス統治時代の名残から、英米法（コモン・ロー）を継続採用している。一方で、経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development：OECD）の移転価格ガイドラインを踏襲し、DIPN第46号の序章で、「当地の法令に反しない限り、OECDの原則を適用することとする」旨が述べられている。

香港は、2024年3月現在46カ国と二重課税防止協定（Double Tax Agreements：DTA）を締結および運用しており、その中に中国、日本も含まれている（2012年4月1日より発効）。

従って、日本法人、中国法人もしくは香港法人が移転価格に係る更正を受けた場合、DTAを適用し、二重課税を解消することが可能であるが、DTAが存在しない場合、二重課税の解消ができない可能性があり、DIPN第46号でも「DTAがない場合は、二重課税の救済が法的に不可能である」旨が表明されている。

しかしながら、DTAがない場合であっても、香港税務局が相手当局の移転価格算定方法とその税額について妥当と判断すれば、税額の還付を受けられる余地は残されている。

### 8-2. 移転価格の申告義務および移転価格文書作成

(1) DIPN46号より、法人利得税申告に際して開示義務がある項目は以下のとおり。

1. 関連非居住者との取引
2. 関連非居住者に支払った無形固定資産の対価
3. 関連非居住者に支払った役務の対価
4. 関連非居住者（法人および個人含む）の概要

(2) 移転価格文書の作成、提出について

移転価格文書と特定していないが、DIPN第24号「サービス会社“第二類”の取決め – 法

人利得税」において、古くから独立企業間取引の文書作成保存義務について触れられている。「役務提供の対価の計算方法に係る証憑」が含まれているため、税務当局による税務質問・審査・調査時には、納税者は適切な文書を作成保存し、それらをもって、関連者との取引価格およびその損益を合理的に説明、立証する義務があると考えられる。DIPN 第 46 号では、税務当局による税務質問・審査・調査において納税者に要求する資料が明記されており、中国における関連者との取引価格の合理性文書程の詳細な分析は不要であるものの、以下の 4 つの項目が「税務調査に必要な帳簿書類」として挙げられている。

- ・ 関連者との関連取引の性質、条件、価格、数量の明確化
- ・ 比較対象の選択を含めた取引価格および条件の設定方法
- ・ 市場情報、第三者との比較対象分析による検証
- ・ 比較可能内部取引情報（業務請負契約、売買契約および金銭貸借契約など）

### (3) 移転価格の算定方法

OECD のガイドラインが原則のため、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法および利益分割法は並列的に取り扱われる。また、独立企業間価格および利益率の計算において、「幅」の概念および多年度平均値の使用が認められる。

### (4) 移転価格税制の成文化

2018 年 7 月 13 日付で、OECD が広く公布する、企業の税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting：BEPS）行動計画の下、特定の対策を設置し、税務条例上の各条項と国際的な税務規定との概念一致を保持することを目的とし、成文化された移転価格税制が税務条例に組込まれた。これに伴い、DIPN 第 58 号「移転価格文書および国別報告書」が 2019 年 7 月 19 日に発行された。OECD による移転価格に関連する共通のガイドラインに従い、各国は、移転価格税制を制定しており、日本と比較すると以下のとおりである。

ファイル	項目	日本（OECD 加盟）	香港
概要		マスターファイルと国別報告書の提出義務化、ローカルファイルの同時文書化（平成 28 年度税制改正）	2016 年 10 月 26 日に香港は OECD の BEPS パッケージへの参加要請を受諾し、包括的な枠組みに参加する国・地域の一員として公表済み
国別報告書 (CbCR)	適用開始時期	2016 年 4 月 1 日以後開始会計年度	2018 年 1 月 1 日から開始する会計年度に適用
	提出義務者	連結総収入金額が 1,000 億円以上の多国籍グループの最終親事業体など	OECD の推奨基準に従い、連結総収入金額が約 68 億香港ドル（7.5 億ユーロ）以上である場合

	提出時期	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日	2018年1月1日以降に開始する会計年度終了の日の翌日から12ヶ月を経過する日、または当局が指定する期日の早い方
	使用言語	英語（要日本語訳）	英語
	罰則など	罰則有	罰則有
	多国間協定	2016年1月27日付け情報交換合意への署名有	2017年10月に国別報告書の交換に関する覚書に署名、香港が包括的租税協定を締結している国・地域が対象
	根拠条文	租税特別措置法66条の4の4	2018年税務（改正）（第6号）条例
	提出・作成判定	連結総収入金額1000億円未満であれば提出義務無	連結総収入金額68億香港ドル（7.5億ユーロ）未満であれば提出義務無
マスターファイル	適用開始時期	2016年4月1日以後開始会計年度	2018年1月1日から開始する会計年度に適用
	作成・提出義務者	連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍グループの内国法人	<p>A)以下の3つの条件より2つ以上を満たさない事業体など</p> <p>①総年間売上が4億香港ドル以下</p> <p>②総資産が3億香港ドル以下</p> <p>③従業員が100名以下</p> <p>もしくは、</p> <p>B)以下の4つの条件のうち1つでも満たさない事業体など</p> <p>関連当事者間における：</p> <p>①資産取引（金融資産および無形資産除く）が2億2,000万香港ドル未満</p> <p>②金融資産取引が1億1,000万香港ドル未満</p> <p>③無形資産取引が1億1,000万香港ドル未満</p> <p>④その他取引（サービス収入やロイヤリティ収入など）が4,400万香港ドル未満</p>

	作成・提出時期	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日	2018年4月1日以降に開始する会計年度終了の日の翌日から9ヶ月を経過する日または当局が指定する期日の早い方
	使用言語	日本語または英語	英語（中国語（繁体字および簡体字）でも可）
	罰則など	罰則有	罰則有
	根拠条文	租税特別措置法66条の4の5	2018年税務（改正）（第6号）条例
	提出・作成判定	連結総収入金額1,000億円未満であれば提出義務無	上記A)もしくはB)の条件のうち、いずれか1つを満たす場合は提出義務無
ローカル ファイル	適用開始時期	2017年4月1日以後開始事業年度	OECDのBEPS行動計画に従い、2018年4月1日から開始する会計年度に適用
	作成・提出義務者	国外関連取引を行った法人 ※一定（国外関連者との前期の取引金額が50億円未満、かつ無形資産取引金額が3億円未満）の場合には、同時文書化義務が免除される	A)以下の3つの条件より2つ以上を満たさない事業体など ①総年間売上が4億香港ドル以下 ②総資産が3億香港ドル以下 ③従業員が100名以下 もしくは、 B)以下の4つの条件のうち1つでも満たさない事業体など 関連当事者間における： ①資産取引（金融資産および無形資産除く）が2億2,000万香港ドル未満 ②金融資産取引が1億1,000万香港ドル未満 ③無形資産取引が1億1,000万香港ドル未満 ④その他取引（サービス収入やロイヤリティ収入など）が4,400万香港ドル未満
	作成・提出時期	同時文書化義務あり（確定申告書の提出期限までに作成）当局の要求から45日以内に提出	2018年4月1日以降に開始する会計年度終了の日の翌日から9ヶ月を経過する日、または当局が指定する期日の早い方

使用言語	特段指定なし	英語（中国語（繁体字および簡体字）でも可）
罰則など	推定課税および同業者調査	罰則有
根拠条文	租税特別措置法 66 条の 4⑥	2018 年税務（改正）（第 6 号）条例
提出・作成判定	取引金額 50 億円以上の関連会社取引がある場合は提出義務有	上記 A)もしくは B)の条件のうち、いずれか 1 つを満たす場合は提出義務無

## その他（労務）

### 雇用条例

香港の雇用条例は人事管理の基準となるもので、日本の労働基準法に相当する規定である。同条例は 1968 年に制定された後、各種条文を追加する修正が行われてきた。雇用条例の主要点は以下のとおり。

### 雇用契約

雇用契約とは、雇用主と労働者間で取り交わされる契約であり、口頭または書面によって成立する。香港では、雇用条例が適用されるかどうかは、継続的雇用契約かどうかで判断される。継続的雇用契約とは、実際の労働時間が 18 時間/週以上で、連続 4 週間雇用されている労働者と雇用主との間の契約を指す。

#### 雇用条件

- ・ 雇用主は採用予定者に、以下雇用条件を説明しなければならない。
  - ・ 賃金（基準額、時間外手当、各種手当）
  - ・ 賃金支払期間
  - ・ 契約解除に必要な予告期間

- ・ 労働者が年末手当を受給する場合、年末手当の金額と支払時期

書面で雇用契約を締結する場合、雇用主は、当該契約の写しを労働者に必ず渡さなければならない。雇用契約が口頭の場合、労働者は雇用主に対し、雇用条件を明記した書面を要求する事ができる。雇用条件を改正する場合、雇用主は労働者に対して、雇用条件の改正前に明確に通知しなければならない。

- ・ 雇用契約の存続期間

雇用主と労働者が特に協議しない限り、継続的雇用契約は、月々の更新からなる 1 ヶ月契約であるとみなされる。

- ・ 賃金および雇用記録の保管

雇用主は過去 12 ヶ月間分の労働者の賃金・雇用記録の保管義務がある。労働者が離職した場合、保管期間は離職後 6 ヶ月間となる。賃金および雇用記録には以下の内容を含む必要がある。

1. 労働者の氏名、香港身分証番号
2. 労働者の雇用開始年月日
3. 労働者の職位
4. 労働者の賃金支払形態（時給・日給・月給払いのいずれか）
5. 賃金金額
6. 賃金算定期間
7. 労働者が取得する権利を有する年次有給休暇、傷病休暇、産前産後休暇、育児休暇、休日の期間、および労働者がすでに取得した期間と支払われた手当の詳細
8. 年末手当の金額、年末手当の算定期間
9. 雇用契約解除に必要な通告期間
10. 雇用契約終了年月日

- ・ 違反と罰則

雇用主が労働者の賃金および雇用記録を保管しない場合、最高 1 万香港ドルの罰金が科される。労働局の職員は上記の記録を検査、関連する書類の提出を求める権利を有する。雇用者が労働局職員の提出要求に応じない場合、雇用者は最高 10 万香港ドルの罰金および 1 年の禁固刑に処される。

## 賃金

賃金とは労働者が提供した役務に対して、雇用主から支払われる全ての報酬、収入、手当などを指す。

- ・ 賃金の支払い  
賃金計算期間の最終日あるいは最終日より7日以内に支払わなければならない。期限までに支払いが完了しない場合、雇用主は遅滞した賃金について利息を支払わなければならない。
- ・ 違反と罰則  
合理的な理由なしに賃金の支払いを期限までに行わなかった雇用主は最高 35 万香港ドルの罰金および3年の禁固刑に処される。また、合理的な理由無しに、遅滞分の利子の支払いを行わなかった雇用主は最高 1 万香港ドルの罰金が科される。

## 休息日

休息日とは、労働者が 24 時間以上継続してその役務を免除される期間のことである。雇用者は、継続的雇用契約に基づき同一の雇用主に雇用される全ての労働者に対して、7 日ごとに少なくとも 1 日の休息日を与えられなければならない。

- ・ 休息日の強制労働  
雇用主は予測不能な事由（機械の故障など）により必要とされる時を除いて、休息日に労働者に労働を命じてはならない。休息日に労働を命じる場合、雇用主は以下の事項を遵守しなければならない。
  1. その日から 30 日以内に代替の休息日を付与する
  2. 休息日の労働が必要となってから 48 時間以内に代替休息日を労働者へ通知する
- ・ 違反と罰則  
雇用主が労働者に休息日を与えない場合、あるいは休息日に労働を強制した場合、最高 5 万香港ドルの罰金となる。
- ・ 香港の法定休日  
雇用年数に関わらず全ての労働者は以下の法定休日を与えられる。
  - 1 月 1 日  
旧暦正月の元旦
  - 旧暦正月の 2 日目
  - 旧暦正月の 3 日目

清明節

5 月 1 日

佛誕節(ブツダの誕生日)

端午節

7 月 1 日 (香港特別行政区設立記念日)

中秋節の翌日

10 月 1 日 (国慶節)

重陽節

冬至またはクリスマス (任意)

クリスマスの後の最初の日曜日 (2024 年から発効)

雇用主が法定休日に労働者に労働を要求する場合、労働者に法定休日の直前もしくは直後 60 日以内に振替休日を付与しなければならない。

- ・ 法定休日の追加

2021 年 7 月に香港雇用条例が改定され、2022 年から 2030 年にかけて以下に挙げる 5 日の公休日が法定休日として追加された。

- ・ 佛誕節(2022 年 1 月 1 日実施)
- ・ クリスマス後最初の日曜日(2024 年 1 月 1 日実施)
- ・ イースターマンデー (2026 年 1 月 1 日実施)
- ・ グッドフライデー (2028 年 1 月 1 日実施)
- ・ グッドフライデー翌日 (2030 年 1 月 1 日実施)

- ・ 休日手当

対象となる法定休日以前、継続的雇用契約に基づき 3 ヶ月以上雇用契約を結んでいる労働者は、休日手当が受給できる。休日手当は、直近 12 ヶ月の平均賃金の一日当たり相当金額である。

- ・ 違反と罰則

付与すべき休日を与えること、支払うべき休日手当を支払うことを怠った雇用主は、最高 5 万香港ドルの罰金の対象となる。

## 年次有給休暇

- ・ 有給休暇取得権利日数



継続的雇用契約に基づき12ヶ月以上雇用された労働者は、勤続年数に応じて7日～14日の年次有給休暇を獲得できる。継続的雇用契約とは、同一の雇用主の下、4週間以上、18時間/週以上の就労を伴う雇用契約を指す。また、10日以上 of 年次休暇を取得する権利があれば、10日を超過する日数分は手当として受け取ることもできる。また、雇用主の同意があれば、取得権利日数以上の年次有給休暇を得ることも可能である。

#### 有給休暇取得権利日数

勤務年数	有給休暇取得権利日数
1	7
2	7
3	8
4	9
5	10
6	11
7	12
8	13
9年以上	14

- ・ 年次休暇手当の支払い  
年次休暇手当は直近12ヶ月の平均賃金日額相当であり、年次休暇直後の賃金支払日までに支払われなければならない。
- ・ 違反と罰則  
正当な理由なく、年次休暇を与えること、支払うべき年次休暇手当を支払うことを怠った雇用主は最高5万香港ドルの罰金の対象となる。

### 傷病休暇

- ・ 傷病休暇とは  
継続的雇用契約で、以下の条件を満たす場合、傷病休暇と見なされ傷病休暇の受給が可能となる。
  1. 連続して4日以上 of 傷病日を取得した場合（産前産後検査や関連する治療に関しては、4日未満でも受給可能）
  2. 医師による診断書がある場合
  3. 累積した傷病手当の取得権利日数がある場合

- ・ 傷病手当支給額  
傷病手当は平均賃金日額の5分の4相当であり、傷病休暇直後の賃金支払日までに支払われなければならない。
- ・ 取得権利日数  
継続的雇用契約の下で雇用されている労働者は、有給傷病日の累積が可能である。最初の12ヶ月目までは、1ヶ月ごとに2日、13ヶ月目からは1ヶ月ごとに4日の割合で、最高120日まで累積可能である。
- ・ 傷病日の記録  
雇用主は、以下の記録を保管しなければならない。
  1. 各従業員の雇用開始日・雇用契約解除日
  2. 各従業員の累積有給傷病日日数
  3. 各従業員の取得済み有給傷病日日数・合計有給傷病日日数から差し引いた有給傷病日
  4. 支払済み傷病手当額・傷病手当が支払われた傷病日

雇用主は労働者が職場復帰後7日以内に、傷病日の記録に署名を取り付けなければならない。労働者には記録を閲覧する権利がある。

- ・ 違反と罰則  
正当な理由なく、支払うべき傷病手当を支払うことを怠った雇用主は最高10万香港ドルの罰金の対象となる。

## 出産育児保障

- ・ 産前産後休暇の取得  
雇用条例に定める産前産後休暇開始日

条件	産前産後休暇開始日
雇用主の同意がある場合	出産予定日より2~4週間前の任意の日
労働者の意思表示がない場合、あるいは雇用主の同意が得られない場合	出産予定日より4週間前の日

出産予定日よりも実際の出産日が早い場合	<p>実際の出産日 (労働者は出産日から7日以内に出産日および産後休暇取得の旨を雇用主に通知する必要がある)</p>
---------------------	--

- 産前産後休暇手当

産前産後休暇開始日以前より、40週間以上継続的雇用契約に基づき雇用されている女子労働者は、産前産後休暇取得の旨と妊娠証明を雇用主に通知することにより、14週間の産前産後休暇手当を受領することができる。

なお、産前産後休暇手当は、休暇初日以前12カ月間の平均賃金日額の5分の4に相当する。11週間から14週間の産前産後休暇手当は8万香港ドルを上限とする。雇用主は産前産後休暇手当の全額を支給後、11週間から14週間の産前産後休暇手当について、政府に補助金を申請することができる。

- 違反と罰則

合理的な理由なしに産前産後休暇の付与および産前産後休暇手当の支払いを怠った雇用主は、最高5万香港ドルの罰金の対象となる。

- 育児休暇の取得

男性労働者は、下記の条件を全て満たす場合、配偶者またはパートナーの一度の出産につき5日間の育児休暇を取得することができる。

1. 育児休暇の開始直前までに4週間以上雇用されている
2. 子供の父親である
3. 育児休暇取得の旨を雇用主に通知する

- 育児休暇手当

育児休暇開始日以前より、4週間以上継続的雇用契約に基づき雇用されている男性労働者は、育児休暇取得の旨を雇用主に通知することにより、5日育児休暇手当を受領することができる。なお育児休暇手当は平均賃金日額の5分の4に相当する。

- 違反と罰則

合理的な理由なしに育児休暇の付与および育児休暇手当の支払いを怠った雇用主は、最高5万香港ドルの罰金の対象となる。

## 年末手当

- 年末手当の受領権利

継続的雇用契約で規定された期間（もし、雇用契約書に特別な規定がない場合は旧暦の一年間）において、継続的契約に基づき雇用されている労働者は、雇用契約に従い年末手当を受給できる。
- 年末手当支給額

年末手当の支給額は、雇用契約で定められている金額。雇用契約で定められていない場合は平均賃金月額に相当する額となる。
- 年末手当按分

労働者が継続的雇用契約に基づき、算定期間内に 3 ヶ月の試用期間を含み 6 ヶ月以上雇用され、以下の条件に適合する場合、年末手当の按分を受けることができる。

  - 算定期間後も引き続き雇用される場合
  - 解雇（労働者の不当行為による解雇を除く）された場合
- 違反と罰則

合理的な理由なしに年末手当を支払わない場合、雇用主は最高 5 万香港ドルの罰金の対象となる。

## 雇用契約解除

- 雇用契約解除の予告期間と解雇通告に替わる支払い

雇用主あるいは労働者が雇用契約を解除する場合、相手側に対し適当な予告期間もしくは解雇通告に替わる支払いが必要となる。

### 雇用契約解除の予告期間と解雇通告に替わる支払い

雇用状況		予告期間	予告通告に替わる支払い
試用期間	試用期間 1 ヶ月以内	不要	不要
	試用期間 1 ヶ月後	雇用契約に規定あり	雇用契約に従うが 7 日以上
		雇用契約に規定なし	7 日以上前
試用期間なし / 試用期	雇用契約に規定あり	雇用契約に従うが 7 日以上前	

間後	雇用契約に規定なし	1 ヶ月以上前	少なくとも 1 ヶ月分の給与相当額
----	-----------	---------	-------------------

- ・ 予告通知および予告通知に替わる支払いなしの契約解除  
以下の状況の場合、雇用主または労働者は雇用契約解除の予告通知および予告通告に替わる支払いなしで契約解除が可能となる。

## 予告通知および予告通知に替わる支払いなしの契約解除

予告通知および予告通知に替わる支払いなしの契約解除	
雇用主	労働者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者による不正・詐欺行為</li> <li>・ 労働者の常習的な職務怠慢</li> <li>・ 労働者が合理的な命令に従わない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用主による虐待</li> <li>・ 暴力あるいは傷病から身体に危害が加わる恐れがあるという正当な理由がある場合</li> <li>・ 同一の雇用主の下、連続して 5 年以上勤務したもので登録医師から当該労働者が永久に現在の職務に適さないと診断書が発行された場合</li> </ul>

## 雇用保護

雇用保護に関する条件や補償は、解雇の状況により異なる。

### 雇用保護に関する条件および補償

状況	条件	補償
不当な解雇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的雇用契約に基づき 24 ヶ月以上雇用され、かつ、雇用条例に規定された理由以外の理由により解雇された場合</li> </ul>	復職・再雇用、あるいは雇用終止金の支払い
雇用契約の不当な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的雇用契約に基づき雇用され、雇用契約条件が労働者の同意なしに変更され、雇用契約にそのような変更が明文化されていない場合</li> <li>・ 雇用条例に規定された理由以外の理由により、雇用契約の条件が変更された場合</li> </ul>	

<p>不当・非合法的な解雇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用条例に規定された理由以外の理由により解雇された場合</li> <li>・ 解雇が違法である場合</li> </ul>	<p>復職・再雇用、あるいは雇用終止金の支払い、および/あるいは最高15万香港ドルの補償金</p>
-------------------	---	---

- ・ 雇用終止金  
雇用保護に関連し、労使調停所(Labor Tribunal)の調停により、復職や再雇用に至らない場合、雇用者は雇用終止金を労働者に支払う義務がある。
- ・ 雇用終止金に含まれるもの
  1. 雇用契約に基づき労働者に受給権利のある賃金およびその他の支払
  2. 予告通告に替わる支払
  3. 年末手当
  4. 産前産後休暇手当
  5. 解雇補償金・長期服務金
  6. 疾病手当
  7. 休日手当
  8. 年次休暇手当
  9. 雇用条例および雇用契約に規定された支払
- ・ 雇用保護の補償請求  
雇用保護申立を行う場合、関連する雇用契約解除日より3ヶ月以内に書面で雇用主に通知する必要がある。

#### <適用除外事項>

「雇用保護」の規定は、性別、障害、家族状況、人種を理由として解雇された場合の請求には、適用されない。労働者が性別、障害、家族状況または人種を理由に解雇された場合、その労働者は、性差別条例、障害者差別条例、家族状況差別条例または人種差別条例に基づく救済を請求することができる。

## 解雇補償金・長期服務金

- ・ 解雇補償金・長期服務金の受給資格  
解雇補償金および長期服務金とは、労働者が一定の条件の下、解雇・退職した場合、雇用者

から受給できる手当であり、これらを同時に受給することはできない。

## 解雇補償金受給資格

雇用期間	条件
継続的雇用契約に基づき、24ヶ月以上雇用されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余剰人員整理を理由に解雇された場合</li> <li>・ 雇用期間が定められた雇用契約の終了後に余剰人員整理を理由に解雇された場合</li> <li>・ 一時解雇された場合</li> </ul>

## 長期服務金受給資格

雇用期間	条件
継続的雇用契約に基づき、5年以上雇用されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解雇された場合(労働者の不法行為による解雇・余剰人員整理のための解雇を除く)</li> <li>・ 雇用期間が定められた雇用契約の終了後に、契約更新されない場合</li> <li>・ 労働者が死亡した場合</li> <li>・ 労働者が健康の理由で永久的に契約上の業務に不適格である場合</li> <li>・ 65歳以上の労働者の辞職</li> </ul>

- ・ 解雇補償金および長期服務金の算出方法  
解雇補償金および長期服務金の算出方法は以下のとおりである。

### 月給受給労働者

$(\text{最終月間総賃金額}^* \times 2/3) \times \text{就業年数}$

\*当金額は2万2,500香港ドルを超えないものとする。また、当金額は直前12ヶ月の平均賃金月額を選択することも可能である。

### 日給/出来高労働者

$(\text{直前の30日間のうち労働者が選んだ通常労働日18日間の給与}) \times \text{就業年数}$

\*当金額は2万2,500香港ドルを超えないものとする。また、当金額は直前12ヶ月の平均賃金月額を選択することも可能である。雇用期間が一年間に満たない場合は按分する。

- ・ 違反と反則  
合理的な理由なしに雇用主が解雇補償金を支払わない場合、最高5万香港ドルの罰金の対象となる。合理的な理由なしに雇用主が長期服務金を支払わない場合、最高35万香港ドルの罰金および3年の禁固刑に処される。

### 労働組合活動への差別待遇からの保護

- ・ 労働者の権利  
全ての労働者は、以下の権利を有する。
  1. 労働組合の会員、あるいは職員となって組合に参加する権利
  2. 労働組合の会員、あるいは職員が適切な時間（注）に労働組合の活動に参加する権利
  3. 労働組合条例の規定に基づき、労働組合を結成し、あるいは登録申請のために第三者と提携する権利

（注）適切な時間とは、勤務時間外の時間。雇用主の同意が得られた場合は、勤務時間中に労働組合活動に参加できる。
- ・ 雇用主に対する規定  
雇用主は【労働者の権利に関して】以下の規定を遵守しなければならない。
  1. 労働者の権利行使を阻止・思い止まらすことはできない
  2. 権利を行使した労働者を解雇し、罰則を付与し、差別することはできない
  3. 雇用契約において権利行使を禁止することはできない
- ・ 違反と罰則  
合理的な理由なしで、雇用条例定められている労働組合活動への差別待遇に関する雇用主に対する規定を看過した場合、最高10万香港ドルの罰金の対象となる。

### 労使調停所 (Labor Tribunal) あるいは少額報酬賠償仲裁所 (Minor Employment Claims Adjudication Board) の裁決どおりの支払いを行わない場合の刑事責任

賃金、年末報酬、産休手当および解雇補償金、長期服務金、疾病手当、休暇手当、有給手当などの支払いに対し、上述の裁決が行われた後14日以内にこれらの支払いを行わず、またこれらの行為が会社の董事あるいは責任者の同意を得た上で行っており、起訴された場合に、最高35万香港ドルおよび3年の禁固刑に処される可能性がある。



## 最低賃金

最低賃金の法制化について、数年の議論を経て香港で初めて、2010年7月17日に立法会にて「最低賃金条例」が可決され、2011年5月1日より施行された。2023年5月1日より最低賃金は、40ドル/時である。「最低賃金条例」では、2年に1回見直しを行うことが規定されるほか、以下のような内容も含まれている。

- ・ 時給の定義  
当直勤務時間を指し、作業時間であるか訓練時間であるかを問わない。業務にかかる交通所要時間も勤務時間に入るが、通勤時間は含まれない。
- ・ 最低給与適用免除  
家政婦、インターン（勤務日数60日以下）などは、最低給与の適用外となる。

## 強制積立退職金制度－「強制性公積金」MPF (Mandatory Provident Fund)

香港の法定社会保険である強制積立退職金制度（MPF）は2000年12月より導入された。対象者香港企業の、18歳から65歳未満までの被雇用者で、60日以上雇用される者。ただし、以下の場合には適用範囲外とすることができる。

- ・ 香港での就労が1年未満である者、および香港外で年金制度に加入している者
- ・ 家政婦
- ・ 公務員など既に法定の年金制度に加入している者

### 管理運営

強制性公積金計画管理局（MPFA）により認可を受けた保険会社や銀行の信託子会社。

### 積立額

月額給与の最低10%で、企業5%および個人負担5%である。ただし月額給与が3万香港ドルを超える場合、企業・労働者それぞれの拠出限度額は1,500香港ドルで、それを超える部分は双方とも任意である。月額給与が7,100香港ドル未満の場合は従業員の拠出義務が無い。なお月額給与とは、住宅手当を除く月々の全支給額で、コミッション、ダブルペイ、ボーナス、残業、交通費、手当なども含まれる。

月額給与	月額積立額	
	雇用主	従業員
～7,099香港ドル	最低5%	対象外
7,100～30,000香港ドル	最低5%	最低5%
30,001香港ドル～	1,500香港ドルの拠出限度を超える超過分のみ任意加入。従業員が超過分に対して加入した場合でも、雇用主に加入義務は発生しない。	1,500香港ドルの拠出限度を超える超過分のみ任意加入。雇用主が超過分に対して加入した場合でも、従業員に加入義務は発生しない。

### 受給

65歳で初めて受給が可能となるが、以下は例外となる。

- ・ 60歳以上で早期退職制度を適用する者

- ・ 永久に香港から離れる者
- ・ 死亡時、重度の障害発生時
- ・ 口座の残高が5,000香港ドル未満で、かつ直近12ヶ月間積み立てが行われていない場合

#### 従業員の転職

従業員は転職に際し、それまでの積立金をそのまま同じMPF口座に保管しておくか、または転職先のMPF管理会社の口座に移転させることが可能である。

#### 違反と罰則

合理的な理由なしに雇用主がMPFの積立を行わない場合、経営者は最高45万香港ドルの罰金および4年の禁固刑に処される。

#### 条例改定

##### MPF積立金と解雇補償金あるいは長期服務金の相殺

現行の規定では、雇用契約解除の際、雇用主が従業員へ解雇補償金あるいは長期服務金を支払う場合、雇用主側のMPF積立金およびその累積益と解雇補償金あるいは長期服務金を相殺することが可能。しかし、2022年6月9日に「2022年僱傭及退休計劃法例(抵銷安排)(修訂)條例草案」が香港立法会を通過し、前述の相殺可能規定が廃止され、従業員の解雇時または退職時に支払われる一時金の取り扱いについて制度改定が実施される見込みとなった。なお、2025年以降、解雇補償金または長期服務金はMPFと相殺することは認められず、全額雇用主負担となる。

ただし雇用主の負担軽減のため、2025年から25年間は、助成金が政府から雇用主に支給される見込みである。実際の開始日、助成金の申請方法は、現時点まだ決まっていない。

## 居留許可

### 就業ビザ

- ・ 申請条件
  1. 保安上の拒否理由が無く、犯罪記録が無い
  2. 良好な学歴を有し、職位に関する学士学位、技術資格など専門の能力、経験・業績などを有する
  3. 雇用が確実で、業務と学歴あるいは業務経験には関連があり、香港当地の人員では代替が困難である
  4. 報酬・待遇（賃金、住居、医療その他の福利待遇）が香港当地の専門人材市場の報酬・待遇に相応しい
  5. 申請者が香港経済に貢献することができる

また、当該職位が空席に伴う雇用かどうか、当該職位の空席を香港当地の人員により補うことができないか、といった点が考慮される。

- ・ 申請書類
  1. 申請表（ID 999A）および（ID999B）
  2. 写真（5.5 X 4.5）パスポートコピー（写真の頁に加え、香港に滞在中の場合は直近の香港入国記録のある頁）
  3. 申請者の香港身分証明書（ある場合）
  4. 学歴・業務経験証明のコピー
  5. 会社および申請者の署名した雇用契約あるいは任命書のコピー、職位、賃金、その他福利、雇用期間の明記されたもの
  6. 事務所の賃貸契約
  7. 会社の商業登記コピー
  8. 会社の財政状態証明（監査済財務諸表など）
  9. 会社の関連情報（パンフレット、カタログなど）
- ・ 所要時間  
申請資料が揃って受理された後、4～6週間。
- ・ 許可  
許可を得た後、電子ビザをダウンロードして、申請者の携帯電話に保存、あるいはA4紙に印刷して保存し、香港に入国する。

- 更新  
ビザの期限4週間前から更新申請が可能。ビザの期限は通常、3年、3年、3年というパターンで許可される。

### 香港 ID（香港身分証）

香港に180日以上滞在する場合には、香港身分証明書 ID カードを申請する。11歳以上の全ての香港居住者は携帯が義務付けられているため、就業ビザ取得後に、速やかに ID カードの申請を行う必要がある。

- 香港 ID カードの申請
  1. 入国管理局へ予約
  2. 入国管理局にて申請
  3. ID 証明書を入手
  4. 2週間前後に入国管理局にて本カードを入手

在住許可である「香港身份證」を取得し、7年以上香港に居住した場合、「香港永久性居民身份證」を申請取得することができる。

### トップタレント人材パス計画

- 申請条件
  1. 保安上の拒否理由が無く、犯罪記録が無い
  2. 前年度の年間収入が香港ドル 250 万香港ドル以上、または
  3. 世界トップ 100 の大学から学士号を授与され、申請直前の 5 年間に少なくとも 3 年間の実務経験がある、または、
  4. 申請直前の 5 年間に、世界トップ 100 の大学から学士号を授与されたが、仕事の経験が 3 年未満。申請人数は年度定員によって制限され、先着順で分配される。
- 申請書類
  1. 申請表（ID 999A）および（ID999B）
  2. 写真（5.5 X 4.5）
  3. パスポートコピー（写真の頁に加え、香港に滞在中の場合は直近の香港入国記録のある頁）
  4. 申請者の香港身分証明書（ある場合）
  5. 学歴・業務経験証明のコピー